参考資料2

書類の様式及び記載例

様式一覧

【放送の業務(ソフト)関係】

TOTAL COLUMN TO							
番号	名称	法令上の様式番号					
〇業務の開	始の届出						
様式 1-1	地上一般放送業務開始届出書	放送法施行規則別表第四十の三号					
〇業務の変	更						
様式 1-2	訂正又は取消しの放送に関す	_					
	る報告						
様式 1-3	(有線/地上) 一般放送業務開	放送法施行規則別表第四十一の一号					
	始届出書記載事項変更届						
様式 1-4	一般放送業務承継届出書	放送法施行規則別表第四十二の一号					
〇業務の廃	<u></u>						
様式 1-5	一般放送の業務の廃止届出書	放送法施行規則別表第四十三の一号					

【電気通信設備(ハード)関係】

〇電波法関係

番号	名称	法令上の様式番号
〇免許申請	i	
様式 2-1	無線局免許申請書	無線局免許手続規則別表第一号
様式 2-1	無線局再免許申請書	無線局免許手続規則別表第一号
様式 2-2	無線局事項書	無線局免許手続規則別表第二号第2
	※別添1(エリア放送の受信電界	
	強度が 12dB μ V/m 以上となる範	
	囲を示した地図)、別添2(空中	
	線の設置場所、離隔距離の範囲	
及びその範囲内での地デジ受信		
	障害への対策の確認図)を含む。	
様式 2-3	工事設計書	無線局免許手続規則別表第二号の二第2
〇予備免許	:後	
様式 2-4	無線従事者選(解)任届	_
様式 2-5	無線局工事落成届	無線局免許手続規則別表第三号の二
様式 2-6	無線設備等の点検実施報告書	無線局免許手続規則別表第五号の三
〇変更		
様式 2-7	無線局変更申請書	無線局免許手続規則別表第四号
様式 2-8	無線局免許承継申請書(合併又	無線局免許手続規則別表第五号
	は分割の場合)	

様式 2-9	無線局免許承継申請書(譲渡場合)	無線局免許手続規則別表第五号
〇廃止		
様式 2-10	無線局廃止届	無線局免許手続規則別表第七号

〇有線電気通信法・電気通信事業法関係

番号	名称	法令上の様式番号					
〇有線電気	〇有線電気通信法関係						
様式 3-1	有線電気通信設備設置届	有線電気通信法施行規則別紙様式第一					
〇電気通信	事業法関係(登録の場合)						
様式 3-2	電気通信事業登録申請書	電気通信事業法施行規則様式第一					
様式 3-3	欠格事由に関する誓約書	電気通信事業法施行規則様式第二					
様式 3-4	ネットワーク構成図	電気通信事業法施行規則様式第三					
様式 3-5	提供する電気通信役務に関す	電気通信事業法施行規則様式第四					
	る書類						
〇電気通信	事業法関係(届出の場合)						
様式 3-6	電気通信事業届出書	電気通信事業法施行規則様式第八					
様式 3-7	ネットワーク構成図	電気通信事業法施行規則様式第三					
様式 3-8	提供する電気通信役務に関す	電気通信事業法施行規則様式第四					
	る書類						

別表第四十の三号(第141条関係)

地上一般放送業務開始届出書

令和 年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号住(ふりがな)氏名氏名号

地上一般放送の業務を次のとおり行うので、放送法第133条第1項の規定により届け出ます。

地工、放放区の未物を外のこれ	711 707 (、放込伝第 133 未第1項の焼足により佃け山ま	- 9 o
二 業務を執行する役員の氏名		
届		
出		
者 ————		
 一般放送の種類		
一般放送の業務に用いら		
れる電気通信設備の概要		
使用する周波数		
業務区域		
放送番組の編集の基準	放 送 時 間	
送	1日当たり	
番	時間	
組	主たる放送事項	
に		
関		
す		
る		
事		
項		
業務開始の予定期日	業務開始時の受信契	
	約者の見込数	
1	1	

別紙 (一般放送の業務に用いられる電気通信設備の概要)

別添 (業務区域)

別表第四十の三号(第141条関係)

地上一般放送業務開始届出書

令和○年○月○日

総務大臣 殿

郵 便 番 号 123-4567 住 所 ○○県○○市1-2-3 (ふりがな)

氏 名 エリア放送株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょう しらじりょうこ代表 取締役 社長 白地利用子

電 話 番 号 12-3456-7890

地上一般放送の業務を次のとおり行うので、放送法第133条第1項の規定により届け出ます。

	□ 業務を執行する役員の氏名						
届出	00 000		00 0)00	0(000)
者	00 000						
70							
一点	股放送の種類 エ	リアカ	女送ーテレ	/ビジョン放送	<u> </u>		
—	股放送の業務に用いら	別組	氏に記載の	とおり。			
れる	る電気通信設備の概要						
使月	用する周波数	599.	142857MH	Iz (34ch)			
業	努区域 地図に記述	戯のと	におり。				
放	放送番組の編集の基準	售		方	汝 送 ほ	時 間	
送	※届出者が、自身の番組	沮編	1日当た	<u>.</u> り			
番	集のために定める基準	準を					12.0 時間
組	記載すること。			<u> </u>	主たる放 <mark>き</mark>	送事項	
に			観光情報 (○○温泉の案内等)				
関			イベント	·情報 (○○	展示会の)案内等)	
す							
る							
事							
لنئط	項						
業		三〇月〇	業務開始時の		_		
	日 約者の見込数						

- 注1 届出者が法人である場合には、定款又は寄附行為、法人以外の団体である場合は、団体の規約を添付すること。
- 注2 一般放送の種類の欄には、第142条に掲げる一般放送の種類を記載すること。 (記載例)

一般放送の種類 エリア放送ーテレビジョン放送

注3 一般放送の業務に用いられる電気通信設備の概要の欄には、「別紙に記載のとおり。」と 記載し、地上一般放送が行われる過程における映像、音声、文字、データの流れが明確に なるよう、演奏所から地上一般放送局(電波法施行規則第4条第1項第3号の3に規定す る地上一般放送局をいう。) の送信設備の送信空中線までの範囲における電気通信設備を明記した概要図を添付すること。

- 注4 業務区域の欄には、「地図に記載のとおり。」と記載し、地上一般放送の業務区域を記載した地図を添付すること。
- 注5 放送番組の編集の基準の欄には、放送番組の編集の基準があるときは、これを記載し、 放送番組の編集に関する基本計画があるときは、これを添付すること。
- 注6 主たる放送事項の欄には、次のように記載すること。

(記載例)

観光情報 (観光地、観光施設の案内、宿泊施設の案内等)

生活情報 (道路交通情報、病院の案内、天気予報等)

イベント情報 (各種行事の案内等)

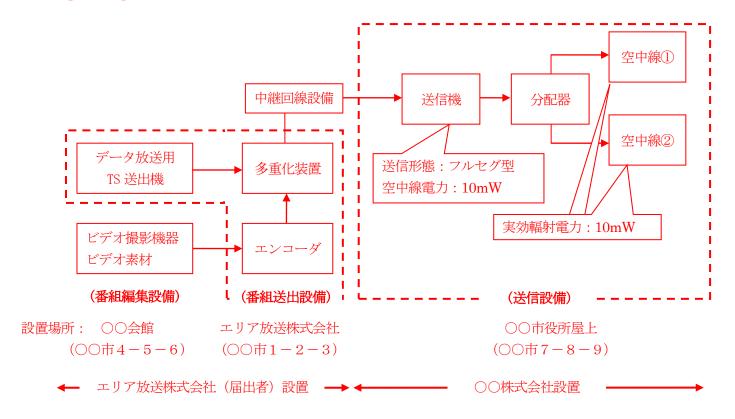
災害情報 (地震その他の災害に関する情報、被災状況等)

行政情報 (市町村議会情報、市町村広報等)

- 注7 他の放送事業者の放送の再放送を行う場合には、主たる放送事項の欄にその旨を記載し、 同意書の写しを添付すること。
- 注8 業務開始時の受信契約者の見込数の欄には、有料放送を行う場合に限り受信契約者の見込数を記載すること。
- 注9 この様式に使用する用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 注10 該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、 この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

別紙 (一般放送の業務に用いられる電気通信設備の概要)

【記載例】



(記載にあたっての留意点)

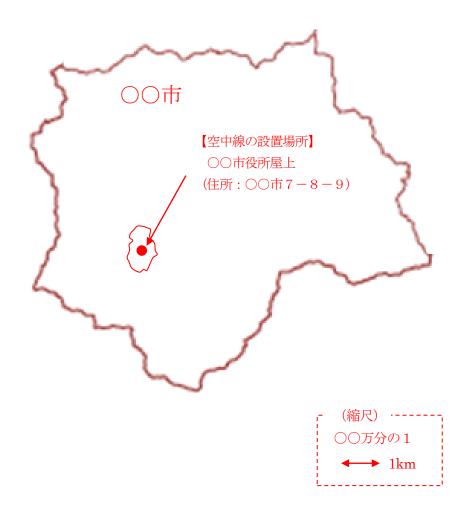
※1 地上一般放送が行われる過程における映像、音声、文字、データの流れが明確になるよう、 演奏所から地上一般放送局(電波法施行規則第4条第1項第3号の3に規定する地上一般放 送局をいう。)の送信設備の送信空中線までの範囲における電気通信設備を明記すること。 ※2 各設備の設置場所、設置する者が分かるように記載すること。

51

別添 (業務区域)

【記載例】

業務区域は、〇〇市の〇〇駅周辺。



(記載にあたっての留意点)

- ※1 業務区域として、エリア放送を行う地上一般放送局からの電波の電界強度が $55 dB \mu V/m$ 以上の範囲を地図上に記載すること。業務区域が複数ある場合には、その複数の業務区域を記載すること。
- ※2 無線設備(空中線)の設置場所を記載すること。
- ※3 地図の縮尺を記載すること。

様式1-2

令和 年 月 日

総務大臣殿

○○市○○町○○一○○○○株式会社代表取締役社長 ○○○○○

訂正又は取消しの放送に関する報告

標記について、放送法施行令第8条第4号の規定に基づき、別紙のとおり報告します。

※様式例

≪別紙様式1≫ 年度報告用(4月5日までに提出)

訂正又は取消しの放送の請求件数及びこれらの請求に対して措置した件数

令和○年度

請求件数	件
請求に対して措置(訂正放送)を行った件数	件

≪別紙様式2≫ 措置の都度提出用(随時提出用)

訂正又は取消し放送の措置報告

訂正又は取消しの放送の請求者氏名	
請求に係る権利侵害の内容	
請求年月日	
請求の原因となった放送の内容及びその	
年月日	
当該請求に対して執った措置及びその年	
月日	

令和○年○月○日

総務大臣殿

○○市○○町○○一○○○○株式会社代表取締役社長 ○○○○○

訂正又は取消しの放送に関する報告

標記について、放送法施行令第8条第4号の規定に基づき、別紙のとおり報告します。

【記載方法等】

- (1) 放送法第9条第1項による訂正又は取消しの放送を行った場合に報告願います。
- (2) 2部 (別紙様式を含む。) 提出してください。

※様式例

≪別紙様式1≫ 年度報告用(4月5日までに提出)

訂正又は取消しの放送の請求件数及びこれらの請求に対して措置した件数

令和○年度

請求件数	件
請求に対して措置(訂正放送)を行った件数	件

※報告する案件がない場合も「0件」としてご報告願います。

≪別紙様式2≫ 措置の都度提出用(随時提出用)

訂正又は取消し放送の措置報告

訂正又は取消しの放送の請求者氏名	
請求に係る権利侵害の内容	
請求年月日	
請求の原因となった放送の内容及びその	
年月日	
当該請求に対して執った措置及びその年	
月日	

【記載方法等】

- (1) 報告の対象は、放送法第9条第1項に基づく請求があった場合のみです。
- (2) 発生の都度、可及的速やかに電話等で管轄の総合通信局へ一報、その後、 本様式例を参考にして報告事項をまとめ、メール又はFAX等により報告 願います。
- (3) 請求が2件以上の場合は、それぞれ作成し提出してください。

別表第四十一の一号(第144条関係)

有線 一般放送業務開始届出書記載事項変更届

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号住所(ふりがな)

氏 名 (法人又は団体にあつては、名称 及び代表者の氏名)

電 話 番 号

年 月 日付けの 布線 地上 一般放送業務開始届出書の記載事項の一部を次のとおり変更

するので、放送法第133条第2項の規定により届け出ます。

変更事項	変更前	変更後	変更の理由	予定期日

別表第四十一の一号(第144条関係)

有線 一般放送業務開始届出書記載事項変更届

年 月 日

総務大臣 殿

郵 便 番 号 住 所 (ふりがな)

氏 名 (法人又は団体にあつては、名称 及び代表者の氏名)

電 話 番 号

年 月 日付けの 布線 地上 一般放送業務開始届出書の記載事項の一部を次のとおり変更

するので、放送法第133条第2項の規定により届け出ます。

変更事項	変更前	変更後	変更の理由	予定期日

- 注1 有線又は地上のいずれかの不要の文字を抹消すること。
- 注2 一般放送の業務区域を変更しようとする場合は、変更前及び変更後の欄に「地図に記載のとおり。」と記載し、変更前及び変更後の一般放送の業務区域を記載した地図を添付すること。
- 注3 再放送について、新たに放送事業者の同意を得た場合は、その同意書の写しを添付すること。
- 注4 この様式に使用する用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 注5 該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、 この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

一般放送業務承継届出書

年 月 日

総務大臣 殿

 郵 便 番 号

 住 所

 (ふりがな)

 氏 名(法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

電 話 番 号

一般放送事業者の地位を承継したので、放送法第134条第2項の規定により届け出ます。

承継年月日	
被承継者	
承継した一般放送事業者の地位に係る登録年	
月日及び登録番号(届出一般放送事業者にあ	
つては、一般放送の業務の開始届出年月日)	
放送法第 128 条第 1 号から第 5 号までの該当	□ 有 □ 無
の有無(登録一般放送事業者に限る。)	
備考	

一般放送業務承継届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵 便 番 号住所(ふりがな)名(法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

一般放送事業者の地位を承継したので、放送法第134条第2項の規定により届け出ます。

承継年月日	
被承継者	
承継した一般放送事業者の地位に係る登録年	
月日及び登録番号(届出一般放送事業者にあ	
つては、一般放送の業務の開始届出年月日)	
放送法第 128 条第 1 号から第 5 号までの該当	□有□無
の有無(登録一般放送事業者に限る。)	□有□無□無□
備考	

- 注1 放送法第128条第1号から第5号までの該当の有無の欄は、法第128条第1号から 第5号までの規定への該当の有無を記載するものとし、同欄の□には、該当する事項 にレ印を付けること。
- 注2 備考の欄には、承継に係る事情を記載すること。
- 注3 承継者が一般放送事業者以外の法人であるときは、定款又は寄附行為及び業務執行する役員の氏名を記載した書面、一般放送事業者以外の団体であるときは、これに準じる書類及び業務を執行する役員の氏名を記載した書面を添付すること。
- 注4 承継に伴い、新たに道路に占有の許可その他法令に基づく処分又は所有者等の承諾を必要とする場合には、その承継に係る部分の当該処分又は承諾の事実を証する書面の写しを添付すること。
- 注 5 別表第 33 号の別紙(1)及び(5)を添付すること。
- 注6 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

一般放送の業務の廃止届出書

年 月 日

総務大臣殿

郵便番号 住 所 (ふりがな) 氏 名 電話番号

一般放送の業務を次のとおり廃止したので、放送法第135条第1項の規定により届け出ます。

理 由	
一般放送の業務を廃止した法人が行っていた一般放送の業務に係る登録年月日及び登録番号(届出一般放送事業者にあっては、一般放送の業務の開始届出年月日)	
業務区域	
廃止年月日	

一般放送の業務の廃止届出書

年 月 日

総 務 大 臣 殿

郵便番号

住 所

(法人にあっては、本店又は主たる事務所の所在地。)

(ふりがな)

氏 名

(法人又は団体にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

一般放送の業務を次のとおり廃止したので、放送法第135条第1項の規定により届け出ます。

理由	
一般放送の業務を廃止した法人が行っていた一般放送の業務に係る登録年月日及び登録番号(届出一般放送事業者にあっては、一般放送の業務の開始届出年月日)	
業務区域	
廃止年月日	

- 注1 業務区域の欄には、一般放送の業務を廃止した地域が明らかになるように、たとえば、「(何) 市(何) 町」のように記載すること。
- 注2 この様式に使用する用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

無線局免許 (再免許) 申請書

年	月	日

総務大臣 殿

収入印紙貼付欄

- □電波法第6条の規定により、無線局の免許を受けたいので、無線局免許手続規則第4条 に規定する書類を添えて下記のとおり申請します。
- □無線局免許手続規則第 16 条第 1 項の規定により、無線局の再免許を受けたいので、第 16 条の 2 の規定により、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。
- □無線局免許手続規則第 16 条第 1 項の規定により、無線局の再免許を受けたいので、第 16 条の 3 の規定により、添付書類の提出を省略して下記のとおり申請します。

記

1 申請者

住 所	都道府県-市区町村コード []
	〒 (−)	
氏名又は名称及び代表	フリガナ	
者氏名		
法人番号		

2 電波法第5条に規定する欠格事由

開設しようとする 無線局	無線局の種類 (法第5条第2項各号)		該当 該当	しない
外国性の有無	外国性の有無 国籍等(同条第1項第1号から第3号まで)		有	□無
	代表者及び役員の割合(同項第4号)		有	□無
	議決権の割合 (同号)		有	□無
相対的欠格事由	処分歴等(同条第3項)		有	□無

□ 無線局事項書の外国性に関する事項 (無線局免許手続規則別表第二号第 2 「21 議決権及び役員に関する事項」又は別表第二号第 5 「39 外国人等により占められる役員の割合」及び「40 外国人等直接保有議決権割合」)について、申請をしようとする免許又は再免許に係る当該事項に変更がないため、当該事項の記載並びに別紙及び添付書類の提出を省略します。

3	1	免許又は再免許に関	する事項	Ĩ		
	1	無線局の種別及び	局数			
	2	識別信号				
	3	免許の番号				
Ī	4	免許の年月日				
	(5)	希望する免許の有	効期間			
	6	備考				
4	í	電波利用料				
	1	電波利用料の前納	J			
		電波利用料の前納の	つ申出のる	有無	□有 □無	
		電波利用料の前納る	に係る期間	間	□無線局の免許の有効期間まで前納します	(電波
					法第13条第2項に規定する無線局を除く。) 。
					□その他(年)	
	2	電波利用料納入告	·知書送付	片先	(法人の場合に限る。) (注 10)	
		□1の欄と同一のた	め記載を	:省略	各します。	
		住 所	都道府県	1-1	万区町村コード [)
			〒 (_)	
		部署名	フリガナ	<u>-</u>		
5 「		申請の内容に関する				
	所	属、氏名	フリガナ	-		
F						
-		話番号				
L	電-	子メールアドレス				

無線局免許(再免許)申請書

総務大臣 殿		年 ※申請年	月 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日
		収入印紙貼付欄	
に規定する書類を添え □無線局免許手続規則第 条の2の規定により、 □無線局免許手続規則第	より、無線局の免許を受けて下記のとおり申請します。 16条第1項の規定により、 別紙の書類を添えて下記のと 16条第1項の規定により、 添付書類の提出を省略して下	無線局の再免許を受けたいの おり申請します。 無線局の再免許を受けたいの	つで、第 16
1 申請者	記	日本産業規格 JIS X0401 及 X0402 に規定する都道府県 区町村コードにより該当す	及び市 るコー
住所	都道府県-市区町村コード	――――――――――――――――――――――――――――――――――――	記載个
		t本店又は主たる事業所の所在地を B道府県コードを記載した場合は、	
氏名又は名称及び代表 者氏名	必要 ! 代理	人による申請の場合は、申請者に関する 事項を記載するほか、これに準じて当該 人に関する必要事項を枠下に記載するこ この場合においては、委任状を添付する	
法人番号			
2 電波法第5条に規定	・ソフト一致の世名	分離の無線局は「該当」に、ハード 合は「該当しない」にチェック	
開設しようとする 無線局 無線局	の種類(法第5条第2項各号)	□ 該当 ☑ 該当し	ない
外国性の有無国籍等代表者議決権	(同条第1項第1号から第3号 及び役員の割合(同項第4号) の割合(同号) 等(同条第3項)	まで) □ 有 [□ 無 □ 無 □ 無
権及び役員に関する	※ハード・ソフトー致の場合は、それぞ 国性に関する事項(無線局免 る事項」又は別表第二号第 5	許手続規則別表第二号第 2	「21 議決 られる役員

免許又は再免許に係る当該事項に変更がないため、当該事項の記載並びに別紙及び添付書類の提出を省略します。

3	免許又は再免許に関する事項	頁
O	/LIII / (ST) /LIII (ST) / ST /	$\overline{}$

1	無線局の種別及び局数	※無線局の種別は、「地上一般放送局」と記載。
2	識別信号	※記載を要しない
3	免許の番号	※記載を要しない
4	免許の年月日	※記載を要しない
(5)	希望する免許の有効期間	
6	備考	※免許申請手数料を記載
		(参考)
		1 W以下: 3,550 円

4 電波利用料

① 電波利用料の前納

	[電波利用料の前納の甲出の有無	□有	山無		
	電波利用料の前納に係る期間	□無線局の∮	免許の有	有効期間まで前納します	(電波法
		第 13 条第	32項に	規定する無線局を除く。) 。
		□その他(年)	
2	電波利用料納入告知書送付先((法人の場合	に限る。)	
	□1の欄と同一のため記載を省略	らします。			

住 所	都道府県-市区町村コード 〔)
	〒 (−)	
部署名	フリガナ	

5 申請の内容に関する連絡先

所属、氏名	フリガナ
電話番号	
電子メールアドレス	

※用紙は、日本産業規格A列4番とし、当該欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

無線局免許(再免許)申請書

			年	月 日
総務大臣 殿			※申請年	月日を記載
		収入印	紙貼付欄	
に規定する書類を添え ☑無線局免許手続規則第 条の2の規定により、 □無線局免許手続規則第	より、無線局の免許を受て下記のとおり申請します 16条第1項の規定により 別紙の書類を添えて下記の 16条第1項の規定により 16条第1項の規定により 添付書類の提出を省略して	て。 、無線局の再免許を つとおり申請します。 、無線局の再免許を	受けたい <i>の</i> 受けたい <i>の</i>	つで、第 16
申請書の添付書類に記載することとなけている免許に係る申請書の内容と同当該申請書に添付する書類の提出を省るので、そのような場合は、この口に	ーである場合は、 略することができ 記	X0402 に規划	各 JIS X0401 及 Eする都道府県 <i>J</i> ドにより該当す	及び市
1 申請者	1 .	ドを記載。	(不明の場合は	
住所	都道府県一市区町村コー	<u> </u>		
	〒 (−)			
	※申請者が法人又は団体の場	合は本店又は主たる事業	所の所在地を	:記載し、
	フリガナを付けること。なお	都道府県コードを記載	した場合は、	都道府県
	及び市区町村の記載は要しな	, \ ₀		
氏名又は名称及び代表	フリガナ	代理人による申請の場合は、	申請者に関す	る
者氏名		必要事項を記載するほか、 代理人に関する必要事項を と。この場合においては、 こと。	卆下に記載する	٤
法人番号				
2 電波法第5条に規定	・ソフトーをの	ト分離の無線局は「該当」(場合は「該当しない」にチュ		
開設しようとする 無線局	の種類(法第5条第2項各号		該当該当しな	1.)
	(同条第1項第1号から第3	 号まで) 「	」 該ヨレな] 有 □	無
	及び役員の割合(同項第4号			無
	の割合 (同号)] 有 □	無
	等(同条第3項)			無
	ヽード・ソフトー致の場合は、それぞ 国性に関する事項(無線局			

無線局事項書の外国性に関する事項(無線局免許手続規則別表第二号第 2 「21 議決権及び役員に関する事項」又は別表第二号第 5 「39 外国人等により占められる役員の割合」及び「40 外国人等直接保有議決権割合」)について、申請をしようとする

免許又は再免許に係る当該事項に変更がないため、当該事項の記載並びに別紙及び添付書類の提出を省略します。

3 免許又は再免許に関する事項

1	無線局の種別及び局数	※無線局の種別は、「地上一般放送局」と記載。
2	識別信号	※現に免許を受けている無線局に指定されている識別信号を記載
		すること
3	免許の番号	※現に免許を受けている無線局に指定されている免許の番号を記
		載すること
4	免許の年月日	※現に免許を受けている無線局に指定されている免許の年月日を
		記載すること
(5)	希望する免許の有効期間	
6	備考	※再免許申請手数料を記載
		(参考)
		1 W以下: 1,950 円

□有

4 電波利用料

① 電波利用料の前納

電波利用料の前納の申出の有無

	電波利用料の前納に	こ係る期間	□無線局の	免許の	有効期間	まで前納します	(電波
			法第 13 多	条第2項	に規定する	る無線局を除く。) 。
			□その他(年)		
2	電波利用料納入告	知書送付先(法人の場合	に限る。)		
	□1の欄と同一のた	め記載を省略	します。				
	住 所	都道府県一市	i区町村コー	- F [)
		〒 (−)				
	部署名	フリガナ					

□無

5 申請の内容に関する連絡先

	<u> </u>
所属、氏名	フリガナ
電話番号	
電子メールアドレス	

※用紙は、日本産業規格A列4番とし、当該欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

枚目	. I	様式2-2
無線局]事項書 	
1	許の番号	(局分)
2 申	請(届出)の区分	□開設 □変更 □再免許
3 無	線局の種別コード	
	設、継続開設又は変更を必要と 理由	
5 注	人団体個人の別	□法人 □団体 □個人
6 住	: 所	都道府県一市区町村コード [] 〒(一)
		電話番号() –フリガナ
7 氏	:名又は名称及び代表者氏名	
8 希	望する運用許容時間	
9 I	事落成の予定期日	□日付指定:月目の日 □予備免許の日から月目の日 □予備免許の日から日目の日
10 運	王用開始の予定期日	□免許の日 □日付指定:
11 無		
** \\\	MMM - HUA	□従たる目的
12 通	信事項コード	
13 通	信の相手方	
14	別信号	
	法波の型式並びに希望する周波数 国及び空中線電力	

2枚目

16	無線局の区別				
	区分			□設置場所	□常置場所
	設置場所 番号	設置場所の 区別コード	都道府県一市区町村コード	住 所	
17 無線設備					
備の設置場前					
の設置場所又は常置場所					
所				フリガナ	
	船舶又は航空機名				
	主たる停泊	巻又は定置場			

3枚目

18	無線局の区別					
			基本コード	付加コード	備考	
19 移動範囲						
20	船舶又は航空機の所有者 (設置場所又は常置場所と	区分	□ 船舶 □ 魚	□船舶□航空機		
	(成員物別又は帝直物別で計る場合)	所有者	□免許人 □その他(
21 議決権及び役員に関する事項			権に関する事 こ関する事項			
22	備考					

(1) 議決権に関する事項

	区 分	株式数	(株)	/議決権の数	(個)	比率(%)(F)
発行流	斉株式の総数(A)					
議決材	権の総数(B)					
	本の国籍を有す 者(C)					
日之	本法人(D)					
外国	国法人等(E)					

(2) 役員に関する事項

ア 代表者

フリガナ 氏 名	住 所	役 名	日本の国籍の有無	備考
			□有 □無	

イ 役員

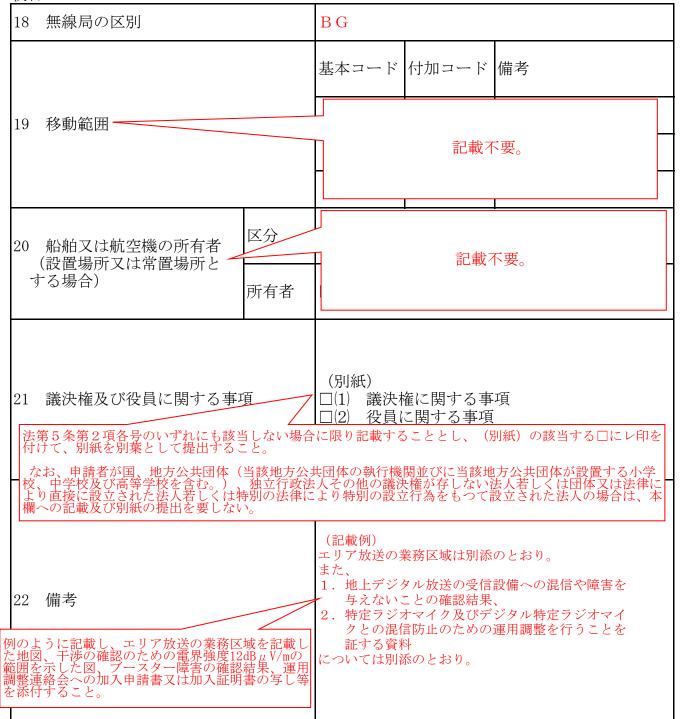
役員の総数	名(A)	(代表者	名、その他役員	名)
役員の総数のう	ち、日本	の国籍を有	しない者の人数	名(B)
外国人等役員比	率	% ((B)/	/(A))	

枚目	様式2-2
無線局事項書新規で免許申請を行う場合、	
1 免許の番号	※開設の場合は記載不要 (局分)
2 申請(届出)の区分	☑開設 □変更 □再免許
3 無線局の種別コード	BG 地上一般放送局の「BG」と記入。
4 開設、継続開設又は変更を必要 する理由	※開設の場合、「継続開設又は変更」の文字を抹消し、開設を 必要とする理由をできる限り詳しく記載すること。
5 法人団体個人の別	□法人 □団体 □個人
日本産業規格JIS X0401及び X0402に規定する都道府県及び市 区町村コードにより該当するコードを記載。(不明の場合は記載) 要)	_(
7 氏名又は名称及び代表者氏名 _	フリガナ ①申請者が法人の場合:その名称 ②団体の場合:その名称及び代表者氏名 を記載し、それぞれにフリガナを付けること。
8 希望する運用許容時間 ——	※「何時から何時まで」のように記載すると。ただし、24時間を希望する場合は記載不要。
9 工事落成の予定期日 該当する口にレ印を付けること。日付指定について	
「令和2年10月1日」は「R2.10.1」のように記載する 10 運用開始の予定期日 該当する口にレ印を付けること。日付指定について 「令和2年10月1日」は「R2.10.1」のように記載す	□免許の日 □日付指定:月以内の日 □予備免許の日から月以内の日 ct □免許の日から月以内の日
11 無線局の目的コード	(ハード・ソフト一致の場合) GBC (ハード・ソフト分離の場合) CCC
	□従たる目的
12 通信事項コード	ABC
13 通信の相手方	(ハード・ソフト一致の場合) 免許人が行うエリア放送を受信するための設備 (ハード・ソフト分離の場合) 免許人以外の者が行うエリア放送を受信するための設備 ・免許の申請の場合、希望する識別信号(呼出符号及び呼出名称)があれば記載のこと
14 識別信号	ければ記載不要)。なお、識別信号の指定基準は、電波法関係審査基準別表3において されています。 ・呼出名称の例:JOXZ3NA-AREA ・呼出名称は、申請者の名称又は略称、設置場所の地名(必要があると認められる場合しる。)の次に「エリアほうそう」の文字を付したもの。
15 電波の型式並びに希望する周波 の範囲及び空中線電力 ―――	

2枚目

16	無線局の区別			※14欄の呼出名称「○○○エリア放送」を記載			
	区分			□設置場所 □常置場所			
	設置場所 番号	設置場所の 区別コード	都道府県- 市区町村 コード	住 所			
		送信番号にしたいる。受機:○したいことにしたいことにしたいことにしたいことに	で信所、演奏所等 で信所、演奏所等 でに W、演奏所:S) で内」のいこと では、	等無線設備の設置場所を異にするものについては、設置場を付し、設置場所の区別コード(送信所:T、受信所:R、を記載し、それぞれの設置場所(「○○県○○市○○町こ記載し、フリガナを付けること。)を記載すること。異設置場所番号の欄及び設置場所の区別コードの欄は記載所を同様に記載すること。			
			・こと、以巨物)				
17 無線設備の設置場所又は常置場所							
				フリガナ			
	船舶又は航空機名			記載不要。			
	主たる停泊港又は定置場			記載不要。			

3枚目



(1) 議決権に関する事項

区分	株式数(株)/議決権の数(個) 比率(%)(F)
発行済株式の総数(A)	申請者が株式会社である場合に記載すること。
議決権の総数(B)	申請者が株式会社である場合は、株主総会において 決議することができる事項の全部につき議決権を 行使することができない株式についての議決権を 除いた議決権の総数を記載すること。
日本の国籍を有す る者(C)	日本の国籍を有する者であつて法第5条第1項第 2号に掲げる者に該当しない者を記載すること。
日本法人(D)	法第5条第1項第2号及び第3号に掲げる者に該当しない法人又は団体(国又は地方公共団体を含む。)を記載すること。
外国法人等(E)	外国法人等とは、法第5条第1項第1号から第3号 までに掲げる者をいう。

- ・最近日現在の議決権(株式会社にあつては議決権、その他の法人又は団体にあつては当該法人又は団体の意思決定機関において議案に対する意思表示を行う権利。以下この別紙において同じ。)の状況について記載すること。
- ・(F)の欄は、(B)に記載した株式数又は議決権の数に対する(C)、(D)又は(E)の比率を記載すること。この場合において、小数点第2位を四捨五入して小数点第1位まで記載すること。
- ・議決権比率を証する書類(例:株式分布状況表、株主名簿(全ての株主について記載があるもの。)、有価証券報告書等の議決権の数の状況が分かる資料)を添付すること。

(2) 役員に関する事項

ア 代表者

フリガナ 氏 名 住 所		役 名	日本の国籍の有無	備考
			□有 □無	

住所の欄は、住民基本台帳に記載された住所の都道府県市区町村(外国に住所を有する者にあつてはこれに準ずるもの)を記載すること。

- ・法人又は団体にあつては、代表者が複数名選任されている場合は、全員について記載すること。
- ・株式会社であるか、その他の法人又は団体であるかにかかわらず、代表者が日本の国籍を有することを証する書類を添付するほか、代表者予定者については代表者就任承諾書を添付すること。

イ 役員

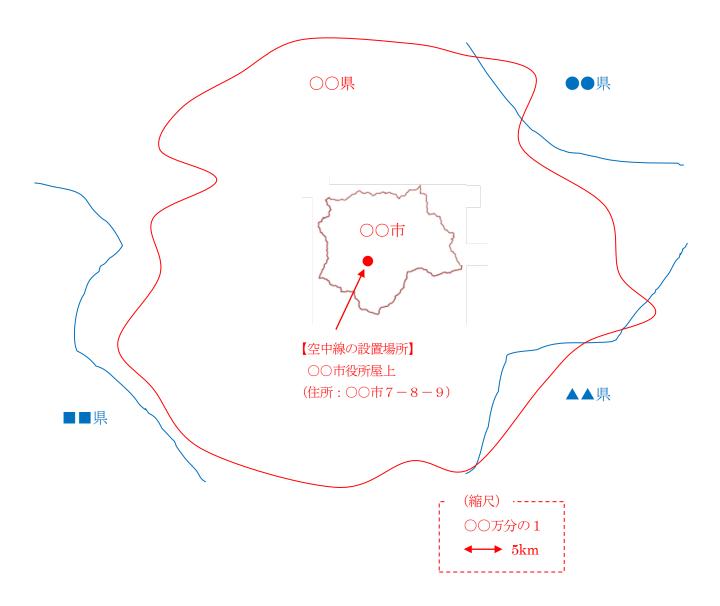
役員の総数	名(A)	(代表者	名、その	他役員	名)
役員の総数のう	ち、日本の	の国籍を有	「しない者の」	人数	名(B)
外国人等役員比	率	% ((B)	/(A))		

- ・外国人等役員比率は、小数点第2位を四捨五入して小数点第1位まで記載すること。
- ・役員名簿(※1)及び役員が日本の国籍を有することを証する書類(※2)を添付すること。
- (※1) 役員の氏名、住所(住民基本台帳に記載された住所の都道府県市区町村)及び役名を記載した書類。
- (※2) 本籍の記載のある住民票 (1年以内に発行されたものに限る。) の写し、旅券 (パスポート) の顔写真 が入ったページ (有効期間満了前のものに限る。) の写しなど。

別添1 (エリア放送の受信電界強度が 12dB μ V/m 以上となる範囲を示した地図)

【記載例】

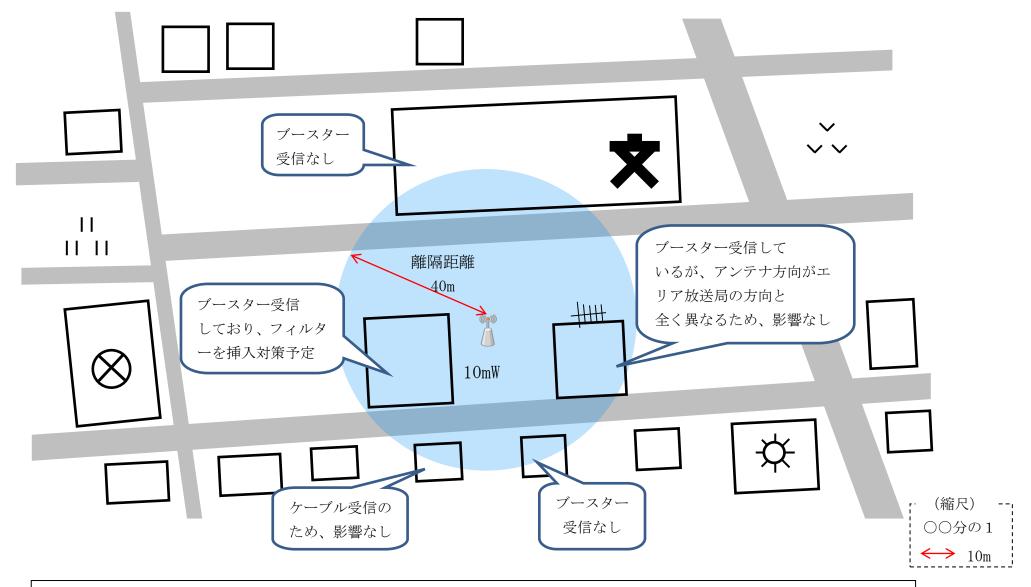
○○県○○市周辺。



(記載にあたっての留意点)

- ※1 エリア放送を行う地上一般放送局からの電波の電界強度が $12 dB \mu V/m$ 以上の範囲を地図上に記載すること。
- ※2 無線設備(空中線)の設置場所を記載すること。
- ※3 地図の縮尺を記載すること。

別添2 (空中線の設置場所、離隔距離の範囲及びその範囲内での地デジ受信障害への対策の確認図)



エリア放送局の場所と離隔距離の範囲を示し、離隔距離の範囲内のすべての世帯について、ブースターによる受信世帯がないこと、またはある場合でも、エリア放送の影響を受けないことを調査し、その結果を記載すること。 また、地デジ受信状況の調査方法については、詳細に記載すること。

- 例)・〇月×日に各世帯を直接訪問し、ブースター機器、受信空中線系等を確認した上で、特性を評価(詳細は添付)。
 - ・問題のある受信世帯についてはフィルターを設置予定。

枚目						
工事	設計書		<u>'</u>			
1	1 無線局の区別			(局分)	
0	壮栗の区別	番号	1			
2	装置の区別	予備送信装置				
3	通信方式コート	3				
4	通信路数					
5	ATIS番号又	ては船舶等識別番号				
	発射可能な電源	皮の型式及び周波数の範囲				
	定格出力(W)					
	低下させる方法	去コード				
	低下後の出力	(W)				
6	変調方式コート	F.				
送信機	製造者名					
1,5%	型式又は名称					
	検定番号					
	適合表示無線詞	役備の番号				
	製造番号					
	区別		□送信機と同じ			
	製造者名					
7 巫	検定番号又は名	名称				
受信機	製造番号					
1/3%	通過帯域幅					
	雑音指数 (dB)					
8	予備電源		□有 □無			
9	設置場所番号					

2枚目

10	10 無線局の区別							(局分)
	11	空中線系番号							
		空中線型式等	送受の別	リコード	基本	コード	付加コ	ード	偏波面コード
		海抜高(m)/地上高(m)			<u> </u>				
	12	利得(dBi)							
	空中線	指向方向 (度)							
	形	口径(m)							
空中		水平面の主輻射の角度の幅(度)							
空中線系		空中線の位置	緯度				経度		
	13	給電線損失 (dB)	送信				受信		
	給電	共用器損失 (dB)	送信				受信		
	線等	その他損失 (dB)	送信				受信		
	14	発射する周波数等							
	15	受信する周波数							
	16	空中線系に関するその他の事項	□構成だる。	が複雑で	で記載	が困難	なため、	構反	文を別に添付す
			コード			補	i足事	項	
17	附属	装置							
18	その	他の工事設計	□電波	法第3章	章に規	定する	条件に含	合致す	ーる。
19	9 添付図面			設備系統 系統図	充図				
20	0 備考								

3 枚目

21	無線局の区	区別				(局分)
	周波数番号	電波の 型式	周波数	空中線電力	実効輻射電力又は 等価等方輻射電力	補足事項
22						
発射する電波の						
型式、						
周波数及び空中線電力						
び空中線で						
電力						

<u>枚目</u>				様式2-3				
工事	事 設計書		1					
1	無線局の区別		○○○エリア放送	(1 局分)				
	W	番号	第 装置					
2	装置の区別	予備送信装置						
3	通信方式コート		MX1N					
4	通信路数		1ch					
5	ATIS番号又	又は船舶等識別番号						
	発射可能な電源	皮の型式及び周波数の範囲	5M70X7W 470MHzから710MHzまでの	か1波				
	定格出力(W)		0. 01					
	低下させる方法	去コード						
	低下後の出力	(W)						
6	変調方式コー	F	OFDM					
送信機	製造者名		(株)○○					
17交	型式又は名称		AB12345					
	検定番号							
	適合表示無線認	投備の番号	xxxxxxxxx					
	製造番号		ZZ-123					
	区別		□送信機と同じ					
7	製造者名							
	検定番号又は名	名称						
受信機	製造番号							
	通過帯域幅							
	雑音指数 (dB)							
8	予備電源		□有 ☑無	の乳壁相が、なれる				
9	設置場所番号		無線局事項書の「17 無線設備 置場所番号を記載。	の設置場所」の設				

2枚目

10	10 無線局の区別			○○○エリア放送 (1 局分)			
	11	空中線系番号	(記載例) 1 (送信)				
		空中線型式等	送受の別	別コード	基本コード	付加コー	-ド 偏波面コード
		全中		T	TI		V
	10	海抜高(m)/地上高(m)		5. 6	3		3.8
	12	利得(dBi)			X.	. X	できるだけ低く
	空中線	指向方向 (度)					
	11/21/2	口径(m)					
空中線系		水平面の主輻射の角度の幅(度)					
線系		空中線の位置	緯度	13	9. xx. xx	経度	35. xx. Xx
	13	給電線損失 (dB)	送信		X. X	受信	
	給電線等	共用器損失 (dB)	送信			受信	
	線等	その他損失 (dB)	送信	送信		受信	
	14	発射する周波数等					
	15	受信する周波数					
	16	空中線系に関するその他の事項	✓構成が複雑で記載が困難なため、構成を別に添付する。 空中線系の番号ごとに構成の詳細を添付図面に記載すること。				
	<u> </u>		空中線系の番号ごとに構成の詳細を添付図面に記載すること。 図、ブースター障害の確認結果等を添付すること。 コード 補足事項				
				コード			- 事坦
1,77	r/나 🕞	N-1 EEE					
17	附属:	装直					
10	ア-の		一个一个	————————————————————————————————————	生に担合する	タルテム:	アレー フ
18	8 その他の工事設計			✓電波法第3章に規定する条件に合致する。 無線設備の構成について、詳細を別添に記載。			
19	19 添付図面			設備系統 系統図-			、詳細を別添に記載。
20	20 備考				电源应温	再が入(こ・)V・(、計和化力的代本品製。

3<u>枚目</u>

21	無線局の図	三 另门		○○○エリアが	女送	(1	局分)
	周波数 番号	電波の 型式	周波数	空中線電力	実効輻射電力又は 等価等方輻射電力	補足	足事項
		5M70X7W	599. 142857MHz (34ch)	O. 01W	最大ERPO.01W		
22							
発射する電波							
電波の型式、							
周波数及び空中線電力							
//							

無線従事者選(解)任届

令和 年 月 日

○○総合通信局長 殿

○○市○○町○○一○○○○株式会社代表取締役社長 ○○○○○法人番号

無線従事者を下記のとおり選(解)任したので、電波法第51条の規定により届け出ます。

記

無線局の種別等 地上一般放送局 (エリア放送)

免許番号

呼出符号

呼出名称

無線設備の設置場所 送信所

演奏所

フリ 氏	名	資	格	免許証の番号	選(解)任年月日	業務経歴

無線従事者選(解)任届

令和○年○月○日

○○総合通信局長 殿

○○市○○町○○一○○ ○○株式会社 代表取締役社長 ○○○○○ 法人番号

無線従事者を下記のとおり選(解)任したので、電波法第51条の規定により届け出ます。

記

無線局の種別等 地上一般放送局 (エリア放送)

免許番号 ○○第○○○号

呼出符号 〇〇〇 (例: JOXZ3NA-AREA)

呼出名称 ○○○ (例:呼出名称は、申請者の名称又は略称、

設置場所の地名(必要があると認められる場

合に限る。) の次に「エリアほうそう」の

文字を付したもの。)

無線設備の設置場所 送信所 ○○県○○市○○町○-○-○何内

演奏所 ○○県○○市○○町○-○-○何内

フリ 氏	ガナ 名	資	格	免許証の番号	選(解)任年月日	業務経歴

工事落成等届出書

年 月 日

総務大臣 殿

収入印紙貼付欄

□電波法第10条の規定により、工事が落成したので、下記のとおり届け出ます。 □無線局免許手続規則第25条第4項の規定により、無線設備の設置場所を変更したので、 下記のとおり届け出ます。 □無線局免許手続規則第25条第4項の規定により、無線設備の変更の工事が完了したので、 、下記のとおり届け出ます。

記

1 届出者

L	шшт	
住	所	都道府県-市区町村コード []
		〒 (−)
-	4 - 1 4 4 T 4 1	
氏	名又は名称及び	フリカナ
代	表者氏名	
法	 人番号	
124	/ v m · y	

2 工事落成、設置場所変更又は変更工事完了に係る事項

① 無線局の種別及び局数	
② 識別信号	
③ 免許の番号	
④ 予備免許の年月日及び	
予備免許通知書の番号又	
は変更の許可の年月日及	
び変更許可通知書の番号	
⑤ 工事落成の年月日、設	
置場所変更の年月日又は	
変更工事完了の年月日	

3 届出の内容に関する	届出の内容に関する連絡先						
所属、氏名	フリガナ						
電話番号							

⑥ 検査を希望する日

電子メールアドレス

工事落成等届出書

令和○年○月○日

総務大臣 殿

収入印紙貼付欄

- ☑電波法第10条の規定により、工事が落成したので、下記のとおり届け出ます。
- □無線局免許手続規則第 25 条第 4 項の規定により、無線設備の設置場所を変更したので、 下記のとおり届け出ます。
- □無線局免許手続規則第 25 条第 4 項の規定により、無線設備の変更の工事が完了したので、下記のとおり届け出ます。

記

日本産業規格 JIS X0401 及び X0402 に規定する都道府県及び市区町村コードにより該当するコードを記載。 (不明の場合は記載不要)

1 届出者

住 所	都道府県一市区町村コード [
	〒 (−)
	※都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記
	載は要しない。
氏名又は名称及び	フリガナ
代表者氏名	○○株式会社
	代表取締役社長 〇〇〇〇
法人番号	

2 工事落成、設置場所変更又は変更工事完了に係る事項

1	無線局の種別及び局数	地上一般放送局1局
2	識別信号	呼出符号及び呼出名称
3	免許の番号	○○第○○○○号
4	予備免許の年月日及び	令和〇年〇月〇日
习	・ 備免許通知書の番号又	
1	は変更の許可の年月日及	
7	『変更許可通知書の番号	
(5)	工事落成の年月日、設	令和〇年〇月〇日
置	遣場所変更の年月日又は	
婆	ご更工事完了の年月日	

|--|

3 届出の内容に関する連絡先

72,1 1141 247 21010					
所属、氏名	フリガナ				
電話番号					
電子メールアドレス					

無線設備等の点検実施報告書

年 月 日

(何)総合通信局長 殿(注1)

免許人(予備免許を受けたものを含む。)の氏名又は名称 法人番号

第10条第2項

電波法第18条第2項の規定により、私所属の無線局について無線設備等の点検を行つたので、点第73条第4項

検結果通知書を添えて提出します。

点検年月日	無線局の種別	
免許の番号	識別信号	
点検を行つた場	<u>=</u>	
所		
登録検査等事業		
者名		
備考	25	

(日本産業規格A列4番)

- 注1 沖縄県の区域においては、沖縄総合通信事務所長とする。
 - 2 法人番号については、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。ただし、 法人番号が不明の場合は記載を要しない。
 - 3 点検の種別を区分する該当条項の不要の文字は削除すること。
 - 4 備考の欄には、電波法第10条第2項の点検である場合には「予備免許通知書の番号」、電波 法第18条第2項の点検である場合には「変更許可通知書の番号」を記載すること。
 - 5 一の登録検査等事業者が複数の無線局の点検を実施した場合には、本報告書の各項目の内容 の対応関係を明確にした上で一括して記載することを可とする。当該欄に記載できない場合は、 別紙として添付することができる。
 - 6 代理人による提出の場合は、免許人等の氏名又は名称を記載するほか、当該代理人の氏名又 は名称、住所、郵便番号及び電話番号を付記すること。
 - 7 包括免許に係る特定無線局の点検の場合は、「免許の番号」とあるのは「包括免許の番号」

- と、「識別信号」とあるのは「特定無線局の番号」とする。
- 8 該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

無線設備等の点検実施報告書

令和○年○月○日

○○総合通信局長 殿

免許人(予備免許を受けたものを含む。)の氏名又は名称 法人番号

第10条第2項

電波法第18条第2項の規定により、私所属の無線局について無線設備等の点検を行つたので、点第73条第4項

検結果通知書を添えて提出します。

点	検	年	月	日	令和○年○月○日	無総	泉局	の種	訠	地上一般放送局
免	許	の	番	号	○○第○○○号	識	別	信	号	呼出符号及び呼出名称
点板	剣を?	行つ	た場	所						
登録検査等事業者名										
備				考						

(日本産業規格A列4番)

【記載方法等】

- (1) 点検の種別を区分する該当条項の不要の文字は削除すること。
- (2) 備考の欄には、電波法第10条第2項の点検である場合には「予備免許の番号」、第18条第2項の点検である場合には「許可の番号」を記載すること。
- (3) 呼出符号の例: JOXZ3NA-AREA
- (4) 呼出名称は、申請者の名称、略称又は設置場所の地名(必要があると認められる場合に限る。)の次に「エリアほうそう」の文字を付したもの。
- ※電波法第10条第2項(落成後の検査)、第18条第2項(変更検査)、第73条第4項(定期検査)

無線局変更等申請書及び届出書

年 月 日

総務大臣 殿

- □電波法第9条第1項又は第4項の規定により、無線局の工事設計等の変更の許可を受けたいので、無線局免許手続規則第12条第1項に規定する書類を添えて、下記のとおり申請します。
- □電波法第9条第2項の規定により、無線局の工事設計等を変更したので、無線局免許手続規則第12条第1項に規定する書類を添えて、下記のとおり届け出ます。
- □電波法第9条第5項第1号の規定により、基幹放送局以外の無線局(同法第5条第2項各号に掲げる無線局を除く。)について、同法第6条第1項第10号に掲げる事項に変更があつたので、無線局免許手続規則第12条第1項に規定する書類を添えて下記のとおり届け出ます。
- □電波法第9条第5項第2号の規定により、基幹放送局について、同法第6条第2項第3号、第4号(事業収支見積りに係る部分に限る。)、第6号、第8号又は第9号に掲げる事項に変更があつたので、無線局免許手続規則第12条第1項に規定する書類を添えて下記のとおり届け出ます。
- □電波法第 17 条第1項の規定により、無線局の変更等の許可を受けたいので、無線局免許手続規則第 25 条第1項において準用する第 12 条第1項に規定する書類を添えて、下記のとおり申請します。
- □電波法第 17 条第 2 項第 1 号の規定により、基幹放送局以外の無線局(同法第 5 条第 2 項 各号に掲げる無線局を除く。)について、同法第 6 条第 1 項第 10 号に掲げる事項に変更があつたので、無線局免許手続規則第 25 条第 1 項において準用する第 12 条第 1 項に規定する書類を添えて下記のとおり届け出ます。
- □電波法第 17 条第 2 項第 2 号の規定により、基幹放送局について、同法第 6 条第 2 項第 3 号、第 4 号(事業収支見積りに係る部分に限る。)、第 6 号、第 8 号又は第 9 号に掲げる事項に変更があつたので、無線局免許手続規則第 25 条第 1 項において準用する第 12 条第 1 項に規定する書類を添えて下記のとおり届け出ます。
- □電波法第 17 条第 3 項の規定により、許可を要しない無線設備の軽微な変更工事をしたので、無線局免許手続規則第 25 条第 1 項において準用する第 12 条第 1 項に規定する書類を添えて下記のとおり届け出ます。
- □電波法第 19 条の規定により、無線局の周波数等の指定の変更を受けたいので、無線局免許手続規則第 25 条第1項において準用する第 12 条第1項に規定する書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

1 申請	(届出)	者
------	------	---

住 所	都道府県-市区町村コード 〔]
	〒 (−)	
氏名又は名称及び	フリガナ	
代表者氏名		
法人番号		

2 変更の対象となる無線局に関する事項

1	無線局の種別及び局数	
2	識別信号	
3	免許の番号	
4	備考	

3 申請(届出)の内容に関する連絡先

所属、氏名	フリガナ
電話番号	
電子メールアドレス	

無線局変更等申請書及び届出書

令和○年○月○日

総務大臣 殿

- □電波法第9条第1項又は第4項の規定により、無線局の工事設計等の変更の許可を受けたいので、無線局免許手続規則第12条第1項に規定する書類を添えて、下記のとおり申請します。
- □電波法第9条第2項の規定により、無線局の工事設計等を変更したので、無線局免許手続規則第12条第1項 ※無線局の変更等の許可 えて、下記のとおり届け出ます。
- □電波法第9条第5項 の場合はこの□にレ印を 各号に掲げる無線局 (同法第5条第2項 同法第6条第1項第 10 号に掲げる事項に変更 があつたので、無線局 チ続規則第 12 条第1項に規定する書類を添えて下記のとおり 届け出ます。
- □電波法第9条9 項第2号の規定により、基幹放送局について、同法第6条第2項第3号、第4号 事業収支見積りに係る部分に限る。)、第6号、第8号又は第9号に掲げる事項 変更があつたので、無線局免許手続規則第12条第1項に規定する書類を添えて下記のとおり届け出ます。
- ☑電波法第 17 条第1項の規定により、無線局の変更等の許可を受けたいので、無線局免許手続規則第 25 条第1項において準用する第 12 条第1項に規定する書類を添えて、下記のとおり申請します。
- □電波法第 17 条第 2 項第 1 号の規定により、基幹放送局以外の無線局(同法第 5 条第 2 項 各号に掲げる無線局を除く。)について、同法第 6 条第 1 項第 10 号に掲げる事項に変更があつたので、無線局免許手続規則第 25 条第 1 項において準用する第 12 条第 1 項に規定する書類を添えて下記のとおり届け出ます。
- □電波法第 17 条第 2 項第 2 号の規定により、基幹放送局について、同法第 6 条第 2 項第 3 号、第 4 号(事業収支見積りに係る部分に限る。)、第 6 号、第 8 号又は第 9 号に掲げる事項に変更があつたので、無線局免許手続規則第 25 条第 1 項において準用する第 12 条第 1 項に規定する書類を添えて下記のとおり届け出ます。
- □電波法第 17 条第 3 項の規定により、許可を要しない無線設備の軽微な変更工事をしたので、無線局免許手続規則第 25 条第 1 項において準用する第 12 条第 1 項に規定する書類を添えて下記のとおり届け出ます。
- □電波法第 19 条の規定により、無線局の周波数等の指定の変更を受けたいので、無線局免許手続規則第 25 条第1項において準用する第 12 条第1項に規定する書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

1 申請(届出)者

	日本産業規格 JIS X0401 及び
住 所	都道府県一市区町村コード [X0402 に規定する都道府県及び市 区町村コードにより該当するコー
	T (一) ドを記載。(不明の場合は記載不要)
	※申請者が法人又は団体の場合は本店又は主たる事業所の所在地を記載し、フリ
	ガナを付けること。なお、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区
	町村の記載は要しない。
氏名又は名称及び	フリガナ
代表者氏名	○○株式会社
	代表取締役社長 〇〇〇〇
法人番号	

2 変更の対象となる無線局に関する事項

1	無線局の種別及び局数	地上一般放送局1局
2	識別信号	呼出符号及び呼出名称
3	免許の番号	○○第○○○○号
4	備考	

3 申請(届出)の内容に関する連絡先

所属、氏名	フリガナ
電話番号	
電子メールアドレス	

注 添付する必要がある別紙の書類は、無線局事項書、工事設計書等ですが、申請又は届出内容により異なります。無線局免許手続規則で規定されていますが、不明な場合は、管轄の総合通信局にお問い合わせ下さい。

無線局免許承継申請書 (届出書)

年 月 日

総務大臣 殿

- □電波法第 20 条第 1 項、第 7 項若しくは第 8 項又は第 10 項の規定により、無線局の免許人(又は予備免許を受けた者)の地位を承継したので、同条第 9 項の規定により、別紙の書類を添えて下記のとおり届け出ます。 (無線局免許手続規則第 20 条の 2 に関する手続)
- □電波法第 20 条第 2 項、第 4 項 (分割に係る部分に限る。) 若しくは第 5 項 (合併に係る部分に限る。) 又は第 10 項の規定により、無線局の免許人 (又は予備免許を受けた者) の地位を承継したいので、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。 (無線局免許手続規則第 20 条の 3 に関する手続)
- □電波法第 20 条第 3 項、第 4 項後段(特定地上基幹放送局の免許人が当該基幹放送局を譲渡し、譲受人が当該基幹放送局を譲渡人の地上基幹放送の業務の用に供する業務を行おうとする場合に係る部分に限る。)若しくは第 5 項後段(地上基幹放送の業務を行う認定基幹放送事業者が当該地上基幹放送の業務の用に供する基幹放送局を譲り受ける場合に係る部分に限る。)又は第 10 項の規定により、無線局の免許人(又は予備免許を受けた者)の地位を承継したいので、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。(無線局免許手続規則第 20 条の 3 の 2 に関する手続)
- □電波法第 20 条第 4 項後段(特定地上基幹放送局の免許人が地上基幹放送の業務を譲渡し、その譲渡人が当該基幹放送局を譲受人の地上基幹放送の業務の用に供する業務を行うとする場合に係る部分に限る。)若しくは第 5 項前段(他の地上基幹放送の業務の用に供する基幹放送局の免許人が当該地上基幹放送の業務を行う事業を譲り受ける場合に係る部分に限る。)又は第 10 項の規定により、無線局の免許人(又は予備免許を受けた者)の地位を承継したいので、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。(無線局免許手続規則第 20 条の 3 の 3 に関する手続)

記

1 申請(届出)者

住 所	都道府県-市区町村コード 〔)
	〒 (−)	

氏名又は名称及	び代 フリカ	ブナ	
表者氏名			
			印
法人番号			
	•		
2 承継に係る無	線局		
① 識別信号			
② 種別			
③ 免許の番号	又は予備免		
許通知書の番	号		
④ 免許人又は	予備免許を		
受けた者の氏	名、商号又		
は名称			
⑤ 免許の有効	期間		
3 電波法第5条	に規定するク	大格事由	
開設しようとする	無線局の種類	〔 〔 〔 注第 5 条第 2 項 各 号 〕	□該当
無線局	日毎年 (日冬	(第1 百等 1 日から 第9 日まで)	□ 該当しない □
外国性の有無		等1項第1号から第3号まで) は日の割合(同項第4日)	
	1、衣有及い作	は員の割合(同項第4号)	□有□無

4 各手続に係る個別事項(注2)

相対的欠格事由

□無線局免許手続規則第20条の3に関する手続

議決権の割合(同号)

処分歴等(同条第3項)

- ① 合併又は分割当事者の商号又は名称、住所及び代表者の氏名
- ② 合併又は分割決議の年月日及び合併又は分割がその効力を生ずる予定の年月日
- ③ 合併又は分割の理由
- ④ 免許人又は予備免許を受けた者の地位の承継を必要とする理由
- ⑤ 事業計画(基幹放送局(受信障害対策中継放送を行うものを除く。)の場合に限る。)
- ⑥ 事業収支見積り(基幹放送局(受信障害対策中継放送を行うものを除く。)の場合に限る。)
- ⑦ 無線局の運用費の支弁方法(基幹放送局(受信障害対策中継放送を行うものを除 く。)の場合に限る。)
- ⑧ 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要及び基幹放送の業務を維持する に足りる技術的能力(基幹放送局(受信障害対策中継放送を行うものを除く。)の 場合に限る。)
- □無線局免許手続規則第20条の3の2に関する手続
 - ① 譲受人が事業を譲り受ける年月日
 - ② 事業の譲受けの理由

- ③ 免許人又は予備免許を受けた者の地位の承継を必要とする理由
- ④ 事業計画(基幹放送局(受信障害対策中継放送を行うものを除く。)の場合に限る。)
- ⑤ 事業収支見積り(基幹放送局(受信障害対策中継放送を行うものを除く。)の場合に限る。)
- ⑥ 無線局の運用費の支弁方法(基幹放送局(受信障害対策中継放送を行うものを除 く。)の場合に限る。)
- ⑦ 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要及び基幹放送の業務を維持する に足りる技術的能力(基幹放送局(受信障害対策中継放送を行うものを除く。)の 場合に限る。)
- □無線局免許手続規則第20条の3の3に関する手続
 - ① 譲受人が事業を譲り受ける年月日
 - ② 事業の譲渡し(法第 20 条第 4 項後段の場合)又は譲受け(法第 20 条第 5 項前段の場合)の理由
 - ③ 譲渡人(法第20条第4項後段の場合)又は譲受人(法第20条第5項前段の場合)の事業計画
 - ④ 譲渡人(法第 20 条第 4 項後段の場合)又は譲受人(法第 20 条第 5 項前段の場合)の事業収支見積り
 - ⑤ 譲渡人の無線局の運用費の支弁方法
 - ⑥ 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要及び基幹放送の業務を維持する に足りる技術的能力

5 添付書類

(1)	無線局免	許手続規則第	20条の20	こ関する手続		
Γ	7免許人又	は予備免許を	受けた者σ)地位を承継1	た事実を証す	る書面

_			C / 1 // 12 0 / C	, , , ,	3 H HH	
	□相続人が2人以上あ	る場合において、	その協議に	より、免	許人又は予備	免許を受け
	た者の地位を承継す	べき相続人を定め	ったときは、	他の相続	人がこれに同	意した事実
	を証する書面					

(2)	無線局免	許手続規則	第 20 条の	3 13	関する	毛続
\41	777/2K/101/21		77 4U 7C V	\circ	- 1大1 り つし	/N/I.

□合併契約書♥ℓ	は分割計画書若し	くは分割契約書の写	

- □株主総会又は社員総会の決議録、無限責任社員又は総社員の同意書、その他合併又は分割に関する意思の決定を証するに足りる書類(地上基幹放送の業務の用に供する基幹放送局の場合は、放送法第 118 条の規定による放送局設備供給役務に係る契約書の写しを含む。)
- □合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により無線局をその用に供する事業の全部を承継する法人の定款案
- (3) 無線局免許手続規則第20条の3の2に関する手続
 - □事業の譲渡に関する契約書の写し(地上基幹放送の業務の用に供する基幹放送局の場合は、放送法第 118 条の規定による放送局設備供給役務に係る契約書の写しを含む。)
 - □譲受人が法人であるときは、その定款

	□譲受人が法人格なき	組合であるときは、その組合契約書			
	(4) 無線局免許手続規則第20条の3の3に関する手続				
	□事業の譲渡に関する契約書の写し				
	□譲渡人が法人である	ときは、その定款			
	□譲渡人が法人格なき組合であるときは、その組合契約書				
6	6 申請(届出)の内容に関する連絡先				
	所属、氏名	フリガナ			
	電話番号				

電子メールアドレス

ア 議決権に関する事項

	区 分	株式数(株)/議決権の数(個)	比率(%)(F)
务	終行済株式の総数(A)		
静	歳決権の総数(B)		
	日本の国籍を有す		
	る者(C)		
	日本法人(D)		
	外国法人等(E)		

イ 代表者

フリガナ 氏 名	住 所	役 名	日本の国籍の有無	備考
			□有 □無	

ウ 役員

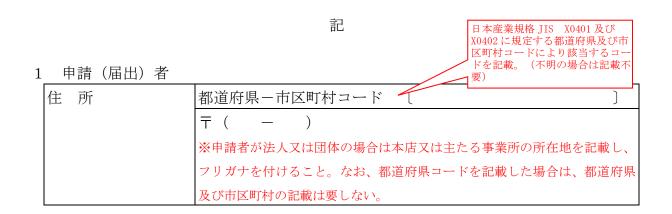
役員の総数	名(A)(代表者	名、その他役員	名)
役員の総数のう	ち、日本の国籍を	有しない者の人数	名(B)
外国人等役員比	率 % ((B)/(A))	

無線局免許承継申請書(届出書)

令和○年○月○日

総務大臣 殿

- □電波法第 20 条第 1 項、第 7 項若しくは第 8 項又は第 10 項の規定により、無線局の免許人(又は予備免許を受けた者)の地位を承継したので、同条第 9 項の規定により、別紙の書類を添えて下記のとおり届け出ます。 (無線局免許手続規則第 20 条の 2 に関する手続)
- ☑電波法第 20 条第 2 項、第 4 項(分割に係る部分に限る。)若しくは第 5 項(合併に係る部分に限る。)又は第 10 項の規定により、無線局の免許人(又は予備免許を受けた者)の地位を承継したいので、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。(無線局免許手続規則第 20 条の 3 に関する手続)
- □電波法第 20 条第 3 項、第 4 項後段(特定地上基幹放送局の免許人が当該基幹放送局を譲渡し、譲受人が当該基幹放送局を譲渡人の地上基幹放送の業務の用に供する業務を行おうとする場合に係る部分に限る。)若しくは第 5 項後段(地上基幹放送の業務を行う認定基幹放送事業者が当該地上基幹放送の業務の用に供する基幹放送局を譲り受ける場合に係る部分に限る。)又は第 10 項の規定により、無線局の免許人(又は予備免許を受けた者)の地位を承継したいので、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。(無線局免許手続規則第 20 条の 3 の 2 に関する手続)
- □電波法第 20 条第 4 項後段(特定地上基幹放送局の免許人が地上基幹放送の業務を譲渡し、その譲渡人が当該基幹放送局を譲受人の地上基幹放送の業務の用に供する業務を行うとする場合に係る部分に限る。)若しくは第 5 項前段(他の地上基幹放送の業務の用に供する基幹放送局の免許人が当該地上基幹放送の業務を行う事業を譲り受ける場合に係る部分に限る。)又は第 10 項の規定により、無線局の免許人(又は予備免許を受けた者)の地位を承継したいので、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。(無線局免許手続規則第 20 条の 3 の 3 に関する手続)



氏名又は名称及び代	フリガナ
表者氏名	○○株式会社
	代表取締役社長 〇〇〇〇
法人番号	

2 承継に係る無線局

① 識別信号	呼出符号又は名称
② 種別	地上一般放送局
③ 免許の番号又は予備免	○○第○○○号
許通知書の番号	
④ 免許人又は予備免許を	
受けた者の氏名、商号又	
は名称	
⑤ 免許の有効期間	令和〇年〇月〇日

※エリア放送を行う無線局は、電波法第5条第2項各号に掲げる 無線局には該当しないことから、該当しないにチェック

3 電波法第5条に規定する欠格事由

開設しようとす る無線局	無線局の種類(法第5条第2項各号)	Q N	該当 該当	しない	
外国性の有無	国籍等(同条第1項第1号から第3号まで)		有	□無	П
	代表者及び役員の割合(同項第4号)		有	□ 無	
	議決権の割合(同号)		有	□ 無	
相対的欠格事由	処分歴等(同条第3項)		有	、	

※それぞれ内容を確認し、「有」又は「無」にチェック

4 各手続に係る個別事項

☑無線局免許手続規則第20条の3に関する手続

- ① 合併又は分割当事者の商号又は名称、住所及び代表者の氏名
- ② 合併又は分割決議の年月日及び合併又は分割がその効力を生ずる予定の年月日
- ③ 合併又は分割の理由
- ④ 免許人又は予備免許を受けた者の地位の承継を必要とする理由
- ⑤ 事業計画(基幹放送局(受信障害対策中継放送を行うものを除く。)の場合に限る。)
- ⑥ 事業収支見積り(基幹放送局(受信障害対策中継放送を行うものを除く。)の場合に限る。)
- ⑦ 無線局の運用費の支弁方法(基幹放送局(受信障害対策中継放送を行うものを除 く。)の場合に限る。)
- ⑧ 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要及び基幹放送の業務を維持する に足りる技術的能力(基幹放送局(受信障害対策中継放送を行うものを除く。)の 場合に限る。)
- □無線局免許手続規則第20条の3の2に関する手続
 - ① 譲受人が事業を譲り受ける年月日

- ② 事業の譲受けの理由
- ③ 免許人又は予備免許を受けた者の地位の承継を必要とする理由
- ④ 事業計画(基幹放送局(受信障害対策中継放送を行うものを除く。)の場合に限 る。)
- 事業収支見積り(基幹放送局(受信障害対策中継放送を行うものを除く。)の場 合に限る。)
- ⑥ 無線局の運用費の支弁方法(基幹放送局(受信障害対策中継放送を行うものを除 く。)の場合に限る。)
- ⑦ 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要及び基幹放送の業務を維持する に足りる技術的能力(基幹放送局(受信障害対策中継放送を行うものを除く。)の 場合に限る。)
- □無線局免許手続規則第20条の3の3に関する手続
 - ① 譲受人が事業を譲り受ける年月日
 - ② 事業の譲渡し(法第20条第4項後段の場合)又は譲受け(法第20条第5項前段 の場合) の理由
 - ③ 譲渡人(法第 20 条第4項後段の場合)又は譲受人(法第 20 条第5項前段の場合) の事業計画
 - ④ 譲渡人(法第20条第4項後段の場合)又は譲受人(法第20条第5項前段の場合) の事業収支見積り
 - ⑤ 譲渡人の無線局の運用費の支弁方法
 - ⑥ 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要及び基幹放送の業務を維持する に足りる技術的能力

5 添付書類

(1) 無線局免許手続規則第20条の2に関する手続	
□免許人又は予備免許を受けた者の地位を承継した事実	を証する書面
□相続人が2人以上ある場合において、その協議により)、免許人又は予備免許を受け
た者の地位を承継すべき相続人を定めたときは、他の	つ相続人がこれに同意した事実
を証する書面	添付した書面に応じて、該当する
	你们 した者曲に応して、該ヨ9の

(2) 無線局免許手続規則第20条の3に関する手続 埋団 項目の口にレ印を付けること。

- □合併契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写し
- 口株主総会又は社員総会の決議録、無限責任社員又は総社員の同意書、その他合併又 は分割に関する意思の決定を証するに足りる書類(地上基幹放送の業務の用に供す る基幹放送局の場合は、放送法第 118 条の規定による放送局設備供給役務に係る契 約書の写しを含む。)
- □合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により無線局をそ の用に供する事業の全部を承継する法人の定款案
- (3) 無線局免許手続規則第20条の3の2に関する手続
 - □事業の譲渡に関する契約書の写し(地上基幹放送の業務の用に供する基幹放送局の 場合は、放送法第 118 条の規定による放送局設備供給役務に係る契約書の写しを含 む。)

	□譲受人が法人である	ときは、その定款				
	□譲受人が法人格なき	組合であるときは、その組合契約書				
(4) 無線局免許手続規則第20条の3の3に関する手続						
□事業の譲渡に関する契約書の写し						
	□譲渡人が法人である	ときは、その定款				
	□譲渡人が法人格なき	組合であるときは、その組合契約書				
6	申請(届出)の内容に	関する連絡先				
	所属、氏名	フリガナ				
	電話番号					
	電子メールアドレス					



・法第5条第2項各号のいずれにも該当しない場合に限り記載すること。 なお、申請者が国、地方公共団体(当該地方公共団体の執行機関並びに当該地方公共団体が設置する小 学校、中学校及び高等学校を含む。)、独立行政法人その他の議決権が存しない法人若しくは団体又は法 律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人の場 合は、3の欄への記載及び別紙の提出を要しない。

ア 議決権に関する事項



- ・最近日現在の議決権(株式会社にあつては議決権、その他の法人又は団体にあつては当該法人又は団体の意思決定機関において議案に対する意思表示を行う権利。以下この別紙において同じ。)の状況について記載すること。
- ・(F)の欄は、(B)に記載した株式数又は議決権の数に対する(C)、(D)又は(E)の比率を記載すること。この場合において、小数点第2位を四捨五入して小数点第1位まで記載すること。
- ・議決権比率を証する書類(例:株式分布状況表、株主名簿(全ての株主について記載があるもの。)、 有価証券報告書等の議決権の数の状況が分かる資料)を添付すること。

イ 代表者

フリガナ 氏 名	住 所	役 名	日本の国籍の有無	備考
			□有 □無	

住所の欄は、住民基本台帳に記載された住所の都道府県市区町村(外国に住 所を有する者にあつてはこれに準ずるもの)を記載すること。

- ・法人又は団体にあつては、代表者が複数名選任されている場合は、全員について記載すること。
- ・株式会社であるか、その他の法人又は団体であるかにかかわらず、代表者が日本の国籍を有することを証する書類を添付するほか、代表者予定者については代表者就任承諾書を添付すること。

ウ役員

役員の総数	名(A)	(代表者	名、その他役員	名)
役員の総数のう	ち、日本	の国籍を	有しない者の人数	名(B)
外国人等役員比	率	% ((B))/(A))	

- ・外国人等役員比率は、小数点第2位を四捨五入して小数点第1位まで記載すること。
- ・役員名簿及び役員が日本の国籍を有することを証する書類を添付すること。

~ 申請前にご確認ください ~

- 1. 電波法第二十条第二項に基づく免許承継とは次の場合が該当します。
- 免許人たる法人が<u>合併する場合</u>であって、合併後存続する法人若しくは合併により 新たに設立された法人へ免許を承継する場合。
- 免許人たる法人を分割する場合であって、分割により事業を承継する法人へ免許を承継する場合。ただし、この場合の分割とは無線局をその用に供する事業の全部を承継させる場合に限ります。

2. 申請許可後の手続き

○ 電波法第二十条第二項により免許人の地位を承継した場合は、遅滞なくその事実を証する書面を添えてその旨を届け出てください。届出が確認できましたら新たな免許状を発給いたしますので、旧免許状は返納してください。なお、免許承継後、直ちに変更申請を予定されている場合は、免許承継申請と同時に変更申請を提出することも可能ですのでお問い合わせください。

3. 免許承継をともなわない法人合併等における免許人名の変更

○ 一例として、免許人たる法人が他の法人を吸収合併した後、社名を変更する場合が該 当します。この場合には変更申請を行ってください。

~ 申請書記載の注意点 ~

- 注1 住所について法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。
- 注2 法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載すること。ただし、申請者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された 法人及び特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人の場合は、代表 者の氏名の記載を要しない。
- 注3 法人又は団体の場合は、その商号又は名称を記載すること。
- 注4 法人又は団体の場合は、代表者役職名及び氏名を記載すること。ただし申請者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人及び特別の法律により特別の設立行為を持って設立された法人の場合は、代表者氏名の記載を要しない。

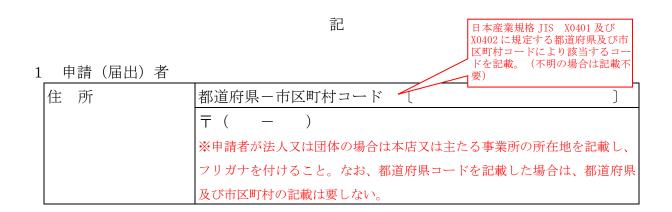
譲渡により承継する場合

無線局免許承継申請書(届出書)

令和○年○月○日

総務大臣 殿

- □電波法第 20 条第 1 項、第 7 項若しくは第 8 項又は第 10 項の規定により、無線局の免許人(又は予備免許を受けた者)の地位を承継したので、同条第 9 項の規定により、別紙の書類を添えて下記のとおり届け出ます。 (無線局免許手続規則第 20 条の 2 に関する手続)
- □電波法第 20 条第 2 項、第 4 項 (分割に係る部分に限る。) 若しくは第 5 項 (合併に係る部分に限る。) 又は第 10 項の規定により、無線局の免許人 (又は予備免許を受けた者) の地位を承継したいので、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。 (無線局免許手続規則第 20 条の 3 に関する手続)
- ✓電波法第 20 条第 3 項、第 4 項後段(特定地上基幹放送局の免許人が当該基幹放送局を譲渡し、譲受人が当該基幹放送局を譲渡人の地上基幹放送の業務の用に供する業務を行おうとする場合に係る部分に限る。)若しくは第 5 項後段(地上基幹放送の業務を行う認定基幹放送事業者が当該地上基幹放送の業務の用に供する基幹放送局を譲り受ける場合に係る部分に限る。)又は第 10 項の規定により、無線局の免許人(又は予備免許を受けた者)の地位を承継したいので、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。(無線局免許手続規則第 20 条の 3 の 2 に関する手続)
- □電波法第 20 条第 4 項後段(特定地上基幹放送局の免許人が地上基幹放送の業務を譲渡し、その譲渡人が当該基幹放送局を譲受人の地上基幹放送の業務の用に供する業務を行うとする場合に係る部分に限る。)若しくは第 5 項前段(他の地上基幹放送の業務の用に供する基幹放送局の免許人が当該地上基幹放送の業務を行う事業を譲り受ける場合に係る部分に限る。)又は第 10 項の規定により、無線局の免許人(又は予備免許を受けた者)の地位を承継したいので、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。(無線局免許手続規則第 20 条の 3 の 3 に関する手続)



氏名又は名称及び代	フリガナ
表者氏名	○○株式会社
	代表取締役社長 〇〇〇〇
法人番号	

2 承継に係る無線局

① 識別信号	呼出符号又は名称
② 種別	地上一般放送局
③ 免許の番号又は予備免	○○第○○○号
許通知書の番号	
④ 免許人又は予備免許を	
受けた者の氏名、商号又	
は名称	
⑤ 免許の有効期間	令和〇年〇月〇日

※エリア放送を行う無線局は、電波法第5条第2項各号に掲げる 無線局には該当しないことから、該当しないにチェック

3 電波法第5条に規定する欠格事由

開設しようとする 無線局	無線局の種類 (法第5条第2項各号)				
外国性の有無	国籍等(同条第1項第1号から第3号まで)	□有□無			
	代表者及び役員の割合(同項第4号)	□有□無			
	議決権の割合 (同号)	□有□無			
相対的欠格事由	処分歴等(同条第3項)	□有□無			

※それぞれ内容を確認し、「有」又は「無」にチェック

4 各手続に係る個別事項

- □無線局免許手続規則第20条の3に関する手続
 - ① 合併又は分割当事者の商号又は名称、住所及び代表者の氏名
 - ② 合併又は分割決議の年月日及び合併又は分割がその効力を生ずる予定の年月日
 - ③ 合併又は分割の理由
 - ④ 免許人又は予備免許を受けた者の地位の承継を必要とする理由
 - ⑤ 事業計画(基幹放送局(受信障害対策中継放送を行うものを除く。)の場合に限る。)
 - ⑥ 事業収支見積り(基幹放送局(受信障害対策中継放送を行うものを除く。)の場合に限る。)
 - ⑦ 無線局の運用費の支弁方法(基幹放送局(受信障害対策中継放送を行うものを除 く。)の場合に限る。)
 - ⑧ 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要及び基幹放送の業務を維持する に足りる技術的能力(基幹放送局(受信障害対策中継放送を行うものを除く。)の 場合に限る。)
- ☑無線局免許手続規則第20条の3の2に関する手続
 - ① 譲受人が事業を譲り受ける年月日

- ② 事業の譲受けの理由
- ③ 免許人又は予備免許を受けた者の地位の承継を必要とする理由
- ④ 事業計画(基幹放送局(受信障害対策中継放送を行うものを除く。)の場合に限る。)
- ⑤ 事業収支見積り(基幹放送局(受信障害対策中継放送を行うものを除く。)の場合に限る。)
- ⑥ 無線局の運用費の支弁方法(基幹放送局(受信障害対策中継放送を行うものを除 く。)の場合に限る。)
- ⑦ 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要及び基幹放送の業務を維持する に足りる技術的能力(基幹放送局(受信障害対策中継放送を行うものを除く。)の 場合に限る。)
- □無線局免許手続規則第20条の3の3に関する手続
 - ① 譲受人が事業を譲り受ける年月日
 - ② 事業の譲渡し(法第 20 条第 4 項後段の場合)又は譲受け(法第 20 条第 5 項前段の場合)の理由
 - ③ 譲渡人(法第 20 条第 4 項後段の場合)又は譲受人(法第 20 条第 5 項前段の場合)の事業計画
 - ④ 譲渡人(法第20条第4項後段の場合)又は譲受人(法第20条第5項前段の場合)の事業収支見積り
 - ⑤ 譲渡人の無線局の運用費の支弁方法
 - ⑥ 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要及び基幹放送の業務を維持する に足りる技術的能力

5 添付書類

L)	無線局免許手続規則第20条の2に関する手続
	□免許人又は予備免許を受けた者の地位を承継した事実を証する書面
	□相続人が2人以上ある場合において、その協議により、免許人又は予備免許を受け
	た者の地位を承継すべき相続人を定めたときは、他の相続人がこれに同意した事実
	を証する書面

(2) 無線局免許手続規則第20条の3に関する手続

]合併契約書又	は分割計画	i書若しく	は分害	契約書の2	写し				
]株主総会又は	灶社員総会∅)決議録、	無限	責任社員又	は総社	上員の同意	意書、.	その他台	併又
は分割に関す	る意思の決	央定を証す	るに	足りる書類	〔(地上	:基幹放送	送の業	務の用に	上供す
る基幹放送局	の場合は、	放送法第	118	条の規定に	こよる友	女送局設(役務に係	系る契
約書の写しを	·含む。)								

(3) 無線局免許手続規則第20条の3の2に関する手続・

□事業の譲渡に関する契約書の写し(地上基幹放送の業務の用に供する基幹放送局の場合は、放送法第 118 条の規定による放送局設備供給役務に係る契約書の写しを含む。)

	□譲受人が法人である	ときは、その定款				
	□譲受人が法人格なき	組合であるときは、その組合契約書				
	(4) 無線局免許手続規則第20条の3の3に関する手続					
	□事業の譲渡に関する契約書の写し					
	□譲渡人が法人である	ときは、その定款				
	□譲渡人が法人格なき組合であるときは、その組合契約書					
6	申請(届出)の内容に	関する連絡先				
	所属、氏名	フリガナ				
	電話番号					
	電子メールアドレス					



・法第5条第2項各号のいずれにも該当しない場合に限り記載すること。 なお、申請者が国、地方公共団体(当該地方公共団体の執行機関並びに当該地方公共団体が設置する小 学校、中学校及び高等学校を含む。)、独立行政法人その他の議決権が存しない法人若しくは団体又は法 律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人の場 合は、3の欄への記載及び別紙の提出を要しない。

ア 議決権に関する事項



- ・最近日現在の議決権(株式会社にあつては議決権、その他の法人又は団体にあつては当該法人又は団体の意思決定機関において議案に対する意思表示を行う権利。以下この別紙において同じ。)の状況について記載すること。
- ・(F)の欄は、(B)に記載した株式数又は議決権の数に対する(C)、(D)又は(E)の比率を記載すること。この場合において、小数点第2位を四捨五入して小数点第1位まで記載すること。
- ・議決権比率を証する書類(例:株式分布状況表、株主名簿(全ての株主について記載があるもの。)、 有価証券報告書等の議決権の数の状況が分かる資料)を添付すること。

イ 代表者

フリガナ 氏 名	住 所	役 名	日本の国籍の有無	備考
			□有 □無	

住所の欄は、住民基本台帳に記載された住所の都道府県市区町村(外国に住所を有する者にあつてはこれに準ずるもの)を記載すること。

- ・法人又は団体にあつては、代表者が複数名選任されている場合は、全員について記載すること。
- ・株式会社であるか、その他の法人又は団体であるかにかかわらず、代表者が日本の国籍を有することを証する書類を添付するほか、代表者予定者については代表者就任承諾書を添付すること。

ウ役員

役員の総数	名(A)	(代表者	名、その他役員	名)
役員の総数のう	ち、日本の	の国籍を有	有しない者の人数	名(B)
外国人等役員比	:率	% ((B))/(A))	

- ・外国人等役員比率は、小数点第2位を四捨五入して小数点第1位まで記載すること。
- ・役員名簿及び役員が日本の国籍を有することを証する書類を添付すること。

~ 申請前にご確認ください ~

- 1. 電波法第二十条第三項に基づく免許承継とは次の場合が該当します。
- 免許人が無線局をその用に供する<u>事業の全部を譲渡する場合</u>であって、譲受人に免許 を承継する場合。なお、この場合の免許人とは法人に限定しません。

2. 申請時期

○ 申請は事業譲渡の完了前に行ってください。
なお、譲渡がすでに完了している場合は新たな免許申請が必要となります。

3. 申請許可後の手続き

○ 譲渡の日となりましたら新たな免許状を発給いたしますので、旧免許状は返納してください。なお、免許承継後、直ちに変更申請を予定されている場合は、免許承継申請と同時に変更申請を提出することも可能ですのでお問い合わせください。

〇~ 申請書記載の注意点 ~

- 注1 住所について法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。
- 注2 法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載すること。ただし、申請者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人及び特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。
- 注3 法人又は団体の場合は、その商号又は名称を記載すること。
- 注4 法人又は団体の場合は、代表者の役職名及び氏名を記載すること。ただし申請者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人及び特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。

無線局廃止届出書

年 月 日

総務大臣 殿

電波法第22条又は電波法第27条の10第1項の規定により、無線局又は包括免許に係る全ての特定無線局を廃止するので、下記のとおり届け出ます。

記

		1 - 4
1	로	╜╼
1	/由[114

住 所	都道府県-市区町村コード [
	〒 (−)	
氏名又は名称及び代	フリガナ	
表者氏名		
法人番号		

2 無線局の廃止に係る事項

1	無線局の種別及び局数	
2	識別信号	
3	免許の番号又は包括免	
船	千の番号	
4	廃止する年月日	
(5)	備考	

3 届出の内容に関する連絡先

所属、氏名	フリガナ
電話番号	
電子メールアドレス	

無線局廃止届出書

令和○年○月○日

総務大臣 殿

電波法第22条又は電波法第27条の10第1項の規定により、無線局又は包括免許に係る全ての特定無線局を廃止するので、下記のとおり届け出ます。

L 届出者	記 日本産業規格 JIS X0401 及び X0402 に規 定する都道府県及び市区町村コードによ り該当するコードを記載。(不明の場合 は記載不要)
住 所	都道府県一市区町村コード
	〒 (−)
	※都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記
	載は要しない。
氏名又は名称及び代	フリガナ
表者氏名	○○株式会社
	代表取締役社長 〇〇〇〇
法人番号	

2 無線局の廃止に係る事項

1	無線局の種別及び局数	地上一般放送局1局
2	識別信号	呼出符号及び呼出名称
3	免許の番号又は包括免	○○第○○○○号
言	午の番号	
4	廃止する年月日	令和〇年〇月〇日
(5)	備考	

3 届出の内容に関する連絡先

所属、氏名	フリガナ
電話番号	
電子メールアドレス	

有線電気通信設備設置届

令和 年 月 日 (届出年月日を記入)

総務大臣殿

届出者 郵便番号

住 所

(法人にあっては、本店又は主たる事務所の 所在地)

(ふりがな)

氏 名

(法人又は団体にあつては、名称及び 代表者の氏名)

電話番号

(共同設置の設備にあっては、以下に共同設置者の住所及び氏名を連記すること。)

有線電気通信設備を設置するので、有線電気通信法第3条第1項及び第2項の規定に基づき、 別添の書類を添えて届け出ます。

- 注1 法人の場合は、その商号又は名称及び代表者の氏名を記載すること。
 - 2 法第3条第2項各号に掲げる有線電気通信設備(共同設置、相互接続、他人使用)に該当しない 有線電気通信設備及び第2条に掲げる有線電気通信設備(通常設備)にあっては、「及び第2項」 の文字を抹消すること。

事項書

- 1 有線電気通信の方式
- 注 「音声周波電話(自動交換)」、「電信」、「テレビジョン(音声複合)」等のように記入すること。
- 2 通信事項
 - 注 「自家通信」、「電気供給に伴う電気設備の保安及び電力需給調整打合せ」等のように記入すること。
- 3 設備の設置の場所
 - (1) 機 械 (中継増幅器及び光電変換器を除く)
 - 注 機械の種別ごとに「(何)県(何)市(何)町(何)丁目(何)番(何)号(何)内」等のように記入すること。
 - (2) 線路及び付近の道路、鉄道、軌道等の位置 別紙線路経路図のとおり
 - 注 地図又はこれに類するものに記入すること。
 - (3) 設備と付近の他の施設との関係
 - ア 電線等との離隔関係

設備 付近の 他の施設 電線		架 空 の支持	電線 持物	単独架空	柱の 電線	共架架空	柱の 電線	屋内電線	地中電線	備	考
					m		m				
強電	低圧	(m)	()	()	m	m		
电流電	高圧	()	()	()				
線	特別高圧	()	()	()				
建造物											

- 注1 強電流電線の「備考」欄には、その種別(強電流ケーブル等)及び保護網(線)設置の有無を記入すること。また、他の設備の電線が裸電線のときは、その旨「備考」欄に記入すること。
 - 2 電車線に接近又は交差する場合は、「強電流電線」欄の()内に記入すること。また、「備考」 欄には注1の要領で記入すること。

イ 道路等との関係

設備	架空電線		
付近の関係	道路、鉄道又は軌道、横断	備	考
他の施設	歩道橋上の最低の高さ		
道路	m		
鉄道又は軌道			
横断歩道橋			
その他			

注 「備考」欄には、「歩道と車道との区別がある道路」等のように記入すること。

4 設備の概要

(1) 機 械

ア 交換機

種	類	回線容量	台	数	備	考	
		()					

- 注1 「種類」欄には、「クロスバ交換機」、「電子交換機」等と記入すること
 - 2 ()内は、実装を記入すること。
- イ 増幅器(中継増幅器を含む)又は光電変換器

種	類	定格出力レベル	台	数	備	考
		W又はdBm				

- 注1 増幅器の場合の「種類」欄には、「アナログ」又は「デジタル」と記入すること。
 - 2 光電変換器の場合の「種類」欄には、「LD(1.5 μ m)」、「LED(0.85 μ m)」等と記入すること。
 - 3 有線放送設備にあつては、分岐器、分配器及びタップオフ等を明記すること。(ただし、定格出カレベルの項目の記載を要しない。)

ウ 保安装置

٠.	111212						
	種	類	台	数	備	考	

注 「種類」欄には、製品名と製造者名を記入すること。

(2) 線路

ア線条

架空、地下、水底の別	線種	対 数	こう長	延長	備考
			km	km	
計					

- 注1 「線種」欄には、「絶縁電線」、「ケーブル(光ファイバ)」等を記入すること。
 - 2 「延長」とは、「こう長」に条数を乗じたものとすること。

イ 電 柱

			共架電柱の相手方別数量			
種	類	数量	電気通信	電気	この出	備考
			事業者	事業者	その他	
		本	本	本	本	
Ē	†					

- 注1 「種類」欄には、「木柱」、「コンクリート柱」、「鉄柱」等を記入すること。
 - 2 「数量」欄には、共架電柱以外の電柱の本数を記入すること。
 - 3 共架電柱を除く木柱については、長さ6メートル以下であるもの及び長さが6メートルを超える ものであって元口から6メートルの位置における横断面の最も長い部分が長さ10センチメートル 以下であるものの本数を「備考」欄に再掲すること。

(3) 線路の電圧

注 実効値によらない場合は、その旨を付記すること。

(4) 通信回線の電力

通信回路の種別	周波数の別	電	カ	備	考

- 注1 「通信回線の種別」欄には、「音声周波を使用する有線ラジオ放送設備の通信回線」、「強電流電線に重畳される通信回線」等のように記入すること。
 - 2 「周波数の別」欄には、「低周波」、「音声周波」又は「高周波」と記入すること。
 - 3 電力の単位は、有線電気通信設備令施行規則(昭和46年郵政省令第2号)第3条第1号(有線 ラジオ放送設備)又は第2号(強電流電線重畳)に掲げる通信回線にあっては「ワット」とし、そ の他の通信回線にあっては「デシベル」とすること。
 - 4 通信回線が有線電気通信設備令施行規則第2条第1項第4号(妨害が-54 デシベル以下)及び第5号(被妨害回線設置者が承諾)に掲げる場合(一定の平衡度を要しない場合)に該当するものであるときは、その旨を「備考」欄に記入すること。
- 5 工事開始及び設置の予定期日

(1) 工事開始の予定年月日

年 月 日

(2) 設置の予定年月日

年 月 日

- 注 工事を要しないときは、設置の日を記入すること。
- 6 その他 (参考事項)

備考1 次の表の左欄の設備については、中欄の事項の記載を省略することができる。

=n./#±	省略することが	/#. **
設備	できる事項	備考
構内等設備	3 (2)	左欄に掲げる設備であつ
法第3条第4項第3号(適用除	3 (3)	て、共同設置の設備(共同
外)に掲げる者が設置するもの	4(1)アのうち「回線容量」、「台	して設置する設備の部分
第6条第6号に掲げる者(電源開	数」及び「備考」	が端末機器のみのもの又
発㈱)が設置するもの	4 (1)イのうち「定格出カレベル	は構内等設備のみのもの
電気事業法の規定に基づく電気	」、「台数」及び「備考」	に限る。)又は他人使用の
設備に関する技術基準を定める省	4(1)ウのうち「台数」及び「備	設備(相互接続の設備を除
令第 50 条の規定により設置するも	考」	く。)に限る。
の(自家用電気工作物の用に供する	4(2)アのうち「対数」、「こう長	
ものに限る。)	」、「延長」及び「備考」	
	4(2)イのうち「数量」、「共架電	
	柱の相手方別数量」及び「備考」	
	4 (3)	
	4 (4)	
有線放送電話に関する法律第3	左欄の許可の申請書に記載された事	
条の規定による許可の申請書が有	項に係るもの	
線放送電話規則の規定するところ		
に従つて提出された有線電気通信		
設備を用いて有線放送電話業務及		
び有線ラジオ放送の業務以外の業		
務を行うもの		
有線テレビジョン放送法第3条	左欄の許可の申請書に記載された事	
第2項の規定による許可の申請書	項に係るもの	
が提出された有線電気通信設備を		
用いて有線テレビジョン放送の業		
務及び有線ラジオ放送の業務以外		
の業務を行うもの		
電気通信役務利用放送法第3条	左欄の登録の申請書に記載された事	
第2項の規定による登録の申請書	項に係るもの	
が提出された有線電気通信設備を		
用いて電気通信役務利用放送の業		
務以外の業務を行うもの		

- 2 事項書に記載されている項目がすべて網羅されている場合は、総合通信局長の承認に基づいて、 様式の一部を変更することができる。
- 3 用紙は、日本産業規格A列4番とすること。

電気通信事業登録申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号 (ふりがな) 住 所 (ふりがな)

氏 名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。)

連絡先(連絡のとれる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。)

電気通信事業法第9条の規定により、電気通信事業の登録を受けたいので、次のとおり申請します。

1 業務区域

- 注1 下記(1)の事項を記載すること。
 - 2 法第117条第1項の認定を受ける場合にあつては、併せて下記(2)及び(3)の事項を記載すること。
 - 3 特定移動通信役務を提供する場合にあつては、併せて特定移動通信役務に係る下記(2)の事項を記載すること(ただし、2により記載した下記(2)の事項と同一となる場合は記載を要しない。)。
 - 4 基礎的電気通信役務又は指定電気通信役務を提供する場合であつて、これらの電気通信役務について特段の業務区域を定める場合にあつては、併せて当該電気通信役務について下記(2)及び(3)の事項を記載すること(ただし、2により記載した(2)及び(3)の事項とそれぞれ同一となる場合は記載を要しない。)。
- (1) 提供区域
 - 注1 一般的に想定している利用形態により電気通信役務の提供を受けることが可能となる区域(いわゆるサービスエリア)を記載すること。
 - 2 都道府県を単位として記載すること。全国を業務区域とする場合は全国と記載すること。
 - 3 国際電気通信役務を提供する場合(本邦外の場所との間の通信を行うための電気通信設備を他人の通信の用に供する場合に限る。)にあつては、取扱対地の国又はこれに準ずる地域の名称を併せて記載すること。
- (2) 利用者(電気通信事業者を除く。)との電気通信設備の接続に係る業務区域
 - 注 市町村の一部を業務区域とする場合は字名等を、都道府県市町村の全部を業務区域とする場合は 当該都道府県市町村名を、都道府県の全部を業務区域とする場合は当該都道府県名を、全国を業務 区域とする場合は全国と記載すること。
- (3) 他の電気通信事業者との電気通信設備の接続に係る業務区域

電気通信事業者名	接続の場所

- 注1 電気通信事業者ごとに行を分けて記載すること。
 - 2 (2)において全国を業務区域とする場合は、(3)の記載を要しない。(2)において都道府県の全部を業務区域とする場合は、当該都道府県内における(3)の記載を要しない。
- 2 電気通信設備の概要
 - (1) 端末系伝送路設備に関する事項

設置の区域	種類

(2) 中継系伝送路設備に関する事項

記	種類		
始点終点		性 現	

- 注1 「端末系伝送路設備」及び「中継系伝送路設備」の定義は、それぞれ第3条第1項第1号及び 第2号に定めるところによる。
 - 2 端末系伝送路設備の設置の区域は、都道府県市町村(特別区及び地方自治法第252条の19第1 項の指定都市の区にあつては、当該区)を単位として記載すること。都道府県の全部を設置の区域とする場合は当該都道府県名を、全国を設置の区域とする場合は全国と記載すること。
 - 3 人工衛星局による端末系伝送路設備の設置の区域には、「全国(○○衛星)」等、人工衛星の名 称を併せて記載すること。
 - 4 中継系伝送路設備の設置の区間は、その始点及び終点の所在地(国際回線にあつては終点の欄に外国名及び州名又は都市名、人工衛星局による中継系伝送路設備にあつては終点の欄に人工衛星の名称)を記載すること。
 - 5 伝送路設備の種類は、当該設備が有線電気通信設備の場合は「平衡対ケーブル」、「同軸ケーブル」、「光ファイバケーブル」等の種別を、無線設備の場合は予定する周波数帯(当該周波数帯の電波を三・九世代移動通信システム(無線設備規則第49条の6の9で定める条件に適合する無線設備をいう。以下同じ。)に使用する場合は、併せてその旨)を記載すること。
 - 6 法第117条第1項の認定を受ける場合(電気通信事業の一部の認定を受ける場合に限る。)にあっては、様式第38の8の2(1)の注に従い記載するとともに、同様式の2(2)の事項も併せて記載すること。

3 事業開始予定年月日

注 業務区域によつて事業開始予定年月日が異なる場合は、当該業務区域ごとに記載すること。 注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。 **様式第2** (第4条第2項、第10条第4項、第11条第5項第7号、第40条の9第3項第9号、第40条の18第 1項第4号、第40条の18第2項第6号、第40条の18第3項第10号関係)

誓約書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することと。)

連絡 先(連絡のとれる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。)

登録(認定)(認可)申請者(報告を行う電気通信事業者)(電気通信事業を承継した者)が電気通信事業法第12条第1項第1号から第3号まで(及び)(第118条第1号から第3号まで)に該当しないことを誓約します。

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第3(第4条第3項第1号、第5条第1項及び第2項、第8条第1項及び第2項、第9条第1項第1 号、第9条第3項及び第4項、第11条第5項第2号、第12条第4項及び第5項、第60条の2第1号関係)

ネットワーク構成図

- 注1 利用者から他の利用者又は他の電気通信事業者のネットワークに至るまでの通信の流れがわかるように交換センター、集線センター等とこれらの間を接続する電気通信回線の概要を記載すること。
 - 2 他の電気通信事業者との相互接続点、他の電気通信事業者から電気通信役務の提供を受けてネット ワークを構成する区間、他者からIRU (Indefeasible Right of User:破棄し得ない使用権)によ り調達する設備等がある場合は、その構成の概要をわかりやすく記載するとともに、当該他の電気通 信事業者及び他者の名称を記載すること。
 - 3 交換センター、集線センター等が多数ある場合には、そのすべてを記載することは要しない。ただ し、都道府県ごとのそれぞれの総数は記載すること。
 - 4 一葉の用紙に記載できない場合には、全体の構成が把握できるよう、ネットワークの階層、地域その他適宜の区分に用紙を分けて記載すること。
 - 5 ネットワークの名称その他の参考となる事項を記載すること。
 - 6 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第4(第4条第3項第2号、第9条第1項第2号、第10条第2項、第60条の2第2号関係)

提供する電気通信役務

			電 気 通 信 役 務 の 種 類	提供する役務			
アジタル通信サービスを除く。)	1	加入電話					
国際電話等							
国際電話等	3	中継電話	(国際電話等であるものを除く。)				
国際総合デジタル通信サービス	4	国際電話等					
○ 携帯電話			国際総合デジタル通信サービス				
1 P電話 三・九世代移動通信システムを使用するもの以外のもの	5	公衆電話					
三・九世代移動通信システムを使用するもの以外のもの	6	携帯電話					
当該 I P電話の提供のために電気通信番号規則第 9 条第 1 項第 1 号又は第 10 条第 1 項第 2 号に規定する電気通信番号を使用するもの 当該 I P電話の提供のために電気通信番号を使用するもの以外のもの			三・九世代移動通信システムを使用するもの以外のもの				
1 号又は第 10 条第 1 項第 2 号に規定する電気通信番号を使用するもの	7	PHS					
9 FMCサービス 10 インターネット接続サービス (携帯電話・PHS端末インターネット接続サービスであるものを除く。) 11 FTTHアクセスサービス 共同住宅等内にVDSL設備その他の電気通信設備を用いるもの以外のもの 共同住宅等内にVDSL設備その他の電気通信設備を用いるもの 12 DSLアクセスサービス 13 FWAアクセスサービス 14 CATVアクセスサービス 15 携帯電話・PHS端末インターネット接続サービス (三・九世代携帯電話端末インターネット接続サービス (三・九世代携帯電話パケット通信アクセスサービス (三・九世代携帯電話パケット通信アクセスサービス (三・九世代携帯電話パケット通信アクセスサービス (三・九世代携帯電話パケット通信アクセスサービス (三・九世代携帯電話パケット通信アクセスサービス (2) 小世代携帯電話パケット通信アクセスサービス (2) ス衆無線LANアクセスサービス (2) ATM交換サービス (2) ATM交換サービス (2) ATM交換サービス (2) ATM交換サービス (2) ATM交換サービス (2) BWAアクセスサービス (2) BWAアクセスサービス (2) BWAアクセスサービス (2) 内で電気通信役務であるもの国際電気通信役務であるもの国際電気通信役務であるもの国際電気通信役務であるもの国際電気通信役務であるもの国際電気通信役務であるもの国際電気通信役務であるもの国際電気通信役務であるもの国際電気通信役務であるもの国際電気通信役務であるもの国際電気通信役務であるもの国際電気通信役務であるもの国際電気通信役務であるもの国際電気通信役務であるもの国際電気通信役務であるもの国際電気通信役務であるもの国際電気通信役務であるもの関係であるもの国際電気通信役務であるとの関係	8	IP電話	1号又は第 10 条第 1 項第 2号に規定する電気通信番号を使用するもの 当該 I P電話の提供のために電気通信番号規則第 9条第 1 項第				
10 インターネット接続サービス (携帯電話・PHS端末インターネット接続サービスであるものを除く。) 11 FTTHアクセスサービス							
上にスであるものを除く。)							
共同住宅等内にVDSL設備その他の電気通信設備を用いるもの以外のもの							
13 FWAアクセスサービス 14 CATVアクセスサービス 15 携帯電話・PHS端末インターネット接続サービス (三・九世代携帯電話端末インターネット接続サービスであるものを除く。) 16 携帯電話・PHSパケット通信アクセスサービス (三・九世代携帯電話パケット通信アクセスサービスであるものを除く。) 17 三・九世代携帯電話端末インターネット接続サービス 18 三・九世代携帯電話パケット通信アクセスサービス 19 フレームリレーサービス 20 ATM交換サービス 21 公衆無線LANアクセスサービス 22 BWAアクセスサービス 23 IP-VPNサービス 24 広域イーサネットサービス 25 専用役務 国内電気通信役務であるもの 26 上記1から 25 までに掲げる電気通信役務を利用した付加価値サービス 27 インターネット関連サービス (IP電話を除く。) 28 雷報			#同住宅等内にVDSL設備その他の電気通信設備を用いるもの以外のもの 共同住宅等内にVDSL設備その他の電気通				
14 CATVアクセスサービス 15 携帯電話・PHS端末インターネット接続サービス (三・九世代携帯電話端末インターネット接続サービスであるものを除く。) 16 携帯電話・PHSパケット通信アクセスサービス (三・九世代携帯電話パケット通信アクセスサービスであるものを除く。) 17 三・九世代携帯電話端末インターネット接続サービス 18 三・九世代携帯電話パケット通信アクセスサービス 19 フレームリレーサービス 20 ATM交換サービス 21 公衆無線LANアクセスサービス 22 BWAアクセスサービス 23 IP-VPNサービス 24 広域イーサネットサービス 25 専用役務 国内電気通信役務であるもの 国際電気通信役務であるもの 26 上記1から 25 までに掲げる電気通信役務を利用した付加価値サービス 27 インターネット関連サービス (IP電話を除く。) 28 電報	12	DSLアク	クセスサービス				
15 携帯電話・PHS端末インターネット接続サービス(三・九世代携帯電話端末インターネット接続サービスであるものを除く。) 16 携帯電話・PHSパケット通信アクセスサービス(三・九世代携帯電話パケット通信アクセスサービス(画・九世代携帯電話パケット通信アクセスサービス 17 三・九世代携帯電話パケット通信アクセスサービス 18 三・九世代携帯電話パケット通信アクセスサービス 19 フレームリレーサービス 20 ATM交換サービス 21 公衆無線LANアクセスサービス 22 BWAアクセスサービス 23 IP-VPNサービス 24 広域イーサネットサービス 25 専用役務 国内電気通信役務であるもの国際電気通信役務であるもの国際電気通信役務であるもの 26 上記1から 25までに掲げる電気通信役務を利用した付加価値サービス 27 インターネット関連サービス(IP電話を除く。) 受付及び配達の業務を行う場合	13	FWAアク	セスサービス				
末インターネット接続サービスであるものを除く。) 16 携帯電話・PHSパケット通信アクセスサービス(三・九世代携帯電話パケット通信アクセスサービスであるものを除く。) 17 三・九世代携帯電話端末インターネット接続サービス 18 三・九世代携帯電話パケット通信アクセスサービス 19 フレームリレーサービス 20 ATM交換サービス 21 公衆無線LANアクセスサービス 22 BWAアクセスサービス 23 IP-VPNサービス 24 広域イーサネットサービス 25 専用役務 国内電気通信役務であるもの 26 上記1から 25 までに掲げる電気通信役務を利用した付加価値サービス 27 インターネット関連サービス (IP電話を除く。) 28 雷報	14	CATVT	クセスサービス				
16 携帯電話・PHSパケット通信アクセスサービス(三・九世代携帯電話パケット通信アクセスサービスであるものを除く。)							
17 三・九世代携帯電話端末インターネット接続サービス 18 三・九世代携帯電話パケット通信アクセスサービス 19 フレームリレーサービス 20 ATM交換サービス 21 公衆無線LANアクセスサービス 22 BWAアクセスサービス 23 IP-VPNサービス 24 広域イーサネットサービス 25 専用役務 国内電気通信役務であるもの 国際電気通信役務であるもの 26 上記1から 25 までに掲げる電気通信役務を利用した付加価値サービス 27 インターネット関連サービス (IP電話を除く。) 受付及び配達の業務を行う場合	16	携帯電話・	PHSパケット通信アクセスサービス(三・九世代携帯電話パケ				
19 フレームリレーサービス 20 ATM交換サービス 21 公衆無線LANアクセスサービス 22 BWAアクセスサービス 23 IP-VPNサービス 24 広域イーサネットサービス 25 専用役務 国内電気通信役務であるもの 26 上記1から 25 までに掲げる電気通信役務を利用した付加価値サービス 27 インターネット関連サービス (IP電話を除く。) 28 電報							
20 ATM交換サービス 21 公衆無線LANアクセスサービス 22 BWAアクセスサービス 23 IP-VPNサービス 24 広域イーサネットサービス 25 専用役務 国内電気通信役務であるもの 26 上記1から 25 までに掲げる電気通信役務を利用した付加価値サービス 27 インターネット関連サービス (IP電話を除く。) 28 雷報	18	三・九世代	大携帯電話パケット通信アクセスサービス				
21 公衆無線LANアクセスサービス 22 BWAアクセスサービス 23 IP-VPNサービス 24 広域イーサネットサービス 25 専用役務 国内電気通信役務であるもの 26 上記1から25までに掲げる電気通信役務を利用した付加価値サービス 27 インターネット関連サービス(IP電話を除く。) 28 電報 受付及び配達の業務を行う場合	19						
22 BWAアクセスサービス 23 IP-VPNサービス 24 広域イーサネットサービス 25 専用役務 国内電気通信役務であるもの 26 上記1から25までに掲げる電気通信役務を利用した付加価値サービス 27 インターネット関連サービス(IP電話を除く。) 28 電報 受付及び配達の業務を行う場合	20						
23 I P-VPNサービス 24 広域イーサネットサービス 25 専用役務 国内電気通信役務であるもの 26 上記1から25までに掲げる電気通信役務を利用した付加価値サービス 27 インターネット関連サービス(I P電話を除く。) 28 電報 受付及び配達の業務を行う場合	21	21 公衆無線LANアクセスサービス					
24 広域イーサネットサービス 25 専用役務 国内電気通信役務であるもの 26 上記1から25までに掲げる電気通信役務を利用した付加価値サービス 27 インターネット関連サービス(IP電話を除く。) 28 電報 受付及び配達の業務を行う場合	22	BWAアク	セスサービス				
25 専用役務国内電気通信役務であるもの26 上記1から25までに掲げる電気通信役務を利用した付加価値サービス27 インターネット関連サービス(IP電話を除く。)28 電報受付及び配達の業務を行う場合	23 I P-VPNサービス						
25 専用役務 国際電気通信役務であるもの 26 上記 1 から 25 までに掲げる電気通信役務を利用した付加価値サービス 27 インターネット関連サービス (IP電話を除く。) 28 電報 受付及び配達の業務を行う場合	24	広域イーサ	トネットサービス				
国際電気通信役務であるもの 26 上記1から25までに掲げる電気通信役務を利用した付加価値サービス 27 インターネット関連サービス(IP電話を除く。) 28 電報	25	宙田処数	国内電気通信役務であるもの				
27 インターネット関連サービス (IP電話を除く。) 28 電報	۷۵	サ川仅伤	国際電気通信役務であるもの				
28 雷報 受付及び配達の業務を行う場合	26	上記1から	25 までに掲げる電気通信役務を利用した付加価値サービス				
28 雷報	27	インターネ	ペット関連サービス(IP電話を除く。)				
受付及び配達の業務を行わない場合	20	雪却	受付及び配達の業務を行う場合				
	40	电拟	受付及び配達の業務を行わない場合				

(記載要領)

- 注1 提供する電気通信役務の種類について、右の欄に「○」を記入すること。ただし、2及び3に該当する場合は、この限りでない。
- 注2 単純再販の役務のみを提供する場合は、右の欄に「再販」と、卸電気通信役務のみを提供する場合には「卸」と記入すること。
- 注3 FMCサービスを提供する場合は、FMCサービスを提供するために組み合わせる端末系伝送路 設備に係る電気通信役務について、「FMCサービス」の右の欄に「電気通信役務の種類」の欄中 の項番号(1、2、6、7又は8に限る。)により記入すること。
- 注4 「インターネット関連サービス(IP電話を除く。)」のみ、「上記1から28までに掲げる電気通信役務以外の電気通信役務」のみ又はこれらのみを提供する場合には、参考として、「電子メールサービス」、「ホスティングサービス」、「IXサービス」、「無線呼出し」等具体的なサービス内容を併記すること。
- 注5 フレームリレーサービスとはフレームリレー方式によりパケットを伝送交換するデータ伝送役務を、ATM交換サービスとはATM方式によりパケットを伝送交換するデータ伝送役務をいう。
- 注 6 注 5 に定めるもののほか、電気通信役務の種類の定義については、電気通信事業報告規則第 1 条 第 2 項に定めるところによること。
- 注7 電報の事業については、法附則第5条の規定及び電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に 関する法律の一部を改正する法律(平成15年法律第125号)による改正前の電気通信事業法の規定 が適用されることに留意すること。
- 注8 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

電気通信事業届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号 (ふりがな) 住 所 (ふりがな)

氏 名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。)

連絡先(連絡のとれる電話番号等を記載すること。担 当部署等がある場合は、当該担当部署名等を 記載すること。)

電気通信事業法第16条第1項(第165条第1項)の規定により、電気通信事業を営む(行う)ので、次のとおり届け出ます。

1 業務区域

- 注1 下記(1)の事項を記載すること。
 - 2 法第117条第1項の認定を受ける場合にあつては、併せて下記(2)及び(3)の事項を記載すること。
 - 3 特定移動通信役務を提供する場合にあつては、併せて特定移動通信役務に係る下記(2)の事項を記載すること(ただし、2により記載した下記(2)の事項と同一となる場合は記載を要しない。)。
 - 4 基礎的電気通信役務又は指定電気通信役務を提供する場合であつて、これらの電気通信役務について特段の業務区域を定める場合にあつては、併せて当該電気通信役務について下記(2)及び(3)の事項を記載すること(ただし、2により記載した(2)及び(3)の事項とそれぞれ同一となる場合は記載を要しない。)。

(1) 提供区域

- 注1 一般的に想定している利用形態により電気通信役務の提供を受けることが可能となる区域(いわゆるサービスエリア)を記載すること。
 - 2 都道府県を単位として記載すること。全国を業務区域とする場合は全国と記載すること。
 - 3 国際電気通信役務を提供する場合(本邦外の場所との間の通信を行うための電気通信設備を他人の通信の用に供する場合に限る。)にあつては、取扱対地の国又はこれに準ずる地域の名称を併せて記載すること。
- (2) 利用者(電気通信事業者を除く。)との電気通信設備の接続に係る業務区域
 - 注 市町村の一部を業務区域とする場合は字名等を、都道府県市町村の全部を業務区域とする場合は 当該都道府県市町村名を、都道府県の全部を業務区域とする場合は当該都道府県名を、全国を業務 区域とする場合は全国と記載すること。
- (3) 他の電気通信事業者との電気通信設備の接続に係る業務区域

電気通信事業者名	接続の場所

- 注1 電気通信事業者ごとに行を分けて記載すること。
 - 2 (2)において全国を業務区域とする場合は、(3)の記載を要しない。(2)において都道府県の全部を業務区域とする場合は、当該都道府県内における(3)の記載を要しない。
- 2 電気通信設備の概要(電気通信事業法第44条第1項の事業用電気通信設備を設置する場合に限る。)
 - (1) 端末系伝送路設備に関する事項

設置の区域	種類

(2) 中継系伝送路設備に関する事項

設置の	種類		
始点	終点	1里块	

- 注1 「端末系伝送路設備」及び「中継系伝送路設備」の定義は、それぞれ第3条第1項第1号及び 第2号に定めるところによる。
 - 2 端末系伝送路設備の設置の区域は、都道府県市町村(特別区及び地方自治法第2 5 2条の19第1 項の指定都市の区にあつては、当該区)を単位として記載すること。
 - 3 中継系伝送路設備の設置の区間は、その始点及び終点の所在地を記載すること。
 - 4 伝送路設備の種類は、当該設備が有線電気通信設備の場合は「平衡対ケーブル」、「同軸ケーブル」、「光ファイバケーブル」等の種別を、無線設備の場合は予定する周波数帯(当該周波数帯の電波を三・九世代移動通信システムに使用する場合は、併せてその旨)を記載すること。
 - 5 法第117条第1項の認定を受ける場合(電気通信事業の一部の認定を受ける場合に限る。)にあっては、様式第38の8の2(1)の注に従い記載するとともに、同様式の2(2)の事項も併せて記載すること。

3 事業開始予定年月日

注 業務区域によつて事業開始予定年月日が異なる場合は、当該業務区域ごとに記載すること。 注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。 様式第3(第4条第3項第1号、第5条第1項及び第2項、第8条第1項及び第2項、第9条第1項第1 号、第9条第3項及び第4項、第11条第5項第2号、第12条第4項及び第5項、第60条の2第1号関係)

ネットワーク構成図

- 注1 利用者から他の利用者又は他の電気通信事業者のネットワークに至るまでの通信の流れがわかるように交換センター、集線センター等とこれらの間を接続する電気通信回線の概要を記載すること。
 - 2 他の電気通信事業者との相互接続点、他の電気通信事業者から電気通信役務の提供を受けてネット ワークを構成する区間、他者からIRU (Indefeasible Right of User:破棄し得ない使用権)によ り調達する設備等がある場合は、その構成の概要をわかりやすく記載するとともに、当該他の電気通 信事業者及び他者の名称を記載すること。
 - 3 交換センター、集線センター等が多数ある場合には、そのすべてを記載することは要しない。ただ し、都道府県ごとのそれぞれの総数は記載すること。
 - 4 一葉の用紙に記載できない場合には、全体の構成が把握できるよう、ネットワークの階層、地域その他適宜の区分に用紙を分けて記載すること。
 - 5 ネットワークの名称その他の参考となる事項を記載すること。
 - 6 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第4(第4条第3項第2号、第9条第1項第2号、第10条第2項、第60条の2第2号関係)

採工	心邪 4 (弗 4 ۶	条第3項第2号、第9条第1項第2号、第10条第2項、第60条の2第2号関係) 提供する電気通信役務		
		電 気 通 信 役 務 の 種 類	提供する役務	
1	加入電話			
2 ラ		アル通信サービス (中継電話又は公衆電話であるもの及び国際総合 言サービスを除く。)		
3	中継電話	(国際電話等であるものを除く。)		
		国際電話		
4	国際電話等	国際総合デジタル通信サービス		
5	公衆電話			
6	携帯電話	三・九世代移動通信システムを使用するもの		
	沙巾电哨	三・九世代移動通信システムを使用するもの以外のもの		
7	PHS			
8 I P	IP電話	当該 I P電話の提供のために電気通信番号規則第9条第1項第 1号又は第10条第1項第2号に規定する電気通信番号を使用するもの 当該 I P電話の提供のために電気通信番号規則第9条第1項第		
		1号又は第10条第1項第2号に規定する電気通信番号を使用するもの以外のもの		
9	FMCサー	1		
10		ペット接続サービス(携帯電話・PHS端末インターネット接続サ		
11	ービスであるものを除く。) 共同住宅等内にVDSL設備その他の電気通信設備を用いるもの以外のもの 11 FTTHアクセスサービス 大阪大阪大阪大阪大阪大阪大阪大阪大阪大阪大阪大阪大阪大阪大阪大阪大阪大阪大阪			
共同住宅等内にVDSL設備その他の電流 信設備を用いるもの		共同住宅等内にVDSL設備その他の電気通信設備を用いるもの		
12	DSLアク	7 セスサービス		
13 FWAアクセスサービス				
14		<i>?</i> クセスサービス		
	ドインター ネ	PHS端末インターネット接続サービス(三・九世代携帯電話端 ペット接続サービスであるものを除く。)		
16		PHSパケット通信アクセスサービス(三・九世代携帯電話パケッセスサービスであるものを除く。)		
17 三・九世代携帯電話端末インターネット接続サービス				
18 三・九世代携帯電話パケット通信アクセスサービス				
19 フレームリレーサービス				
20 ATM交換サービス				
21 公衆無線LANアクセスサービス				
22		7 セスサービス		
23 IP-VPNサービス				
24	広域イーサ	トネットサービス		
25	専用役務	国内電気通信役務であるもの 国際電気通信役務であるもの		
26				
27 インターネット関連サービス (IP電話を除く。)				
		受付及び配達の業務を行う場合		
	電報	受付及び配達の業務を行わない場合		
29	上記1から	28 までに掲げる電気通信役務以外の電気通信役務		

(記載要領)

- 注1 提供する電気通信役務の種類について、右の欄に「○」を記入すること。ただし、2及び3に該当する場合は、この限りでない。
- 注2 単純再販の役務のみを提供する場合は、右の欄に「再販」と、卸電気通信役務のみを提供する場合には「卸」と記入すること。
- 注3 FMCサービスを提供する場合は、FMCサービスを提供するために組み合わせる端末系伝送路 設備に係る電気通信役務について、「FMCサービス」の右の欄に「電気通信役務の種類」の欄中 の項番号(1、2、6、7又は8に限る。)により記入すること。
- 注4 「インターネット関連サービス(IP電話を除く。)」のみ、「上記1から28までに掲げる電気通信役務以外の電気通信役務」のみ又はこれらのみを提供する場合には、参考として、「電子メールサービス」、「ホスティングサービス」、「IXサービス」、「無線呼出し」等具体的なサービス内容を併記すること。
- 注5 フレームリレーサービスとはフレームリレー方式によりパケットを伝送交換するデータ伝送役務を、ATM交換サービスとはATM方式によりパケットを伝送交換するデータ伝送役務をいう。
- 注 6 注 5 に定めるもののほか、電気通信役務の種類の定義については、電気通信事業報告規則第 1 条 第 2 項に定めるところによること。
- 注7 電報の事業については、法附則第5条の規定及び電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に 関する法律の一部を改正する法律(平成15年法律第125号)による改正前の電気通信事業法の規定 が適用されることに留意すること。
- 注8 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。